

部長会議付議事案書（報告）

（令和8年2月10日）

提案課名 農業振興課

報告者名 黒田 正治

事案名	秦野市都市農業振興計画（案）について	資料 有
提案趣旨	<p>本市農業の将来像やその実現に向けた取組の方向性、施策の展開を示す計画として、令和3年3月に策定した「秦野市都市農業振興計画」の計画期間が今年度末で終了することから、国の「食料・農業・農村基本法」の改正や関係法令の制定、本市農業の現状や課題、現計画において設定した目標値の達成状況などを踏まえ、事業の検証・評価を行った上で、本市農業の維持・発展に向けた取組を着実に推進するため、次期計画案を作成しましたので、報告するものです。</p>	
概要	<p>1 計画の趣旨・目的</p> <p>本市農業の将来像として設定した「多様な担い手がつなぐ、農の恵みが溢れる都市（まち）」の実現に向け、農業者、市民及び関係団体と連携し、農業・農地のもたらす様々な恵みを生かしたまちづくりを進める指針とするため、具体的取組や重点施策・事業における目標値を示す計画として策定するものです。</p> <p>2 計画期間</p> <p>令和8年度（2026年度）から令和12年度（2030年度）までの5年間</p> <p>3 計画の構成</p> <p>第1章 はじめに（趣旨、計画の位置付け、計画期間、計画の策定に当たり配慮すべき事項）</p> <p>第2章 現状と課題（本市の概要、現状、農業に関するアンケート調査、これまでの取組概要、主な課題）</p> <p>第3章 秦野の農業の将来像</p> <p>第4章 施策の展開</p> <p>第5章 計画の推進に向けて</p>	
経過	<p>1 アンケート調査</p> <p>令和7年5月 農業経営の課題等に関する調査（アンケート調査） 農畜産物に対する意識（主な購入先等）調査（Webアンケート調査）</p> <p>2 秦野市都市農業振興計画推進委員会における検討</p> <p>令和7年 7月30日 次期計画の見直しの概要とスケジュールについて 〃 10月 6日 次期計画の基本施策等の整理について ほか 〃 12月24日 次期計画（案）について ほか</p>	

経過	<p>3 庁内への意見照会 令和7年 5月 2日～22日 現行計画における令和6年度末の取組状況の確認 〃 7月 9日～23日 次期計画における新規掲載事業の確認 〃 11月10日～21日 計画素案に対する意見照会</p> <p>4 関係機関（農業委員会・農業協同組合）への意見照会 令和7年11月10日～12月5日</p>
今後の進め方	<p>令和8年2月16日 議員連絡会で報告（意見聴取：3月25日まで） 〃 2月17日 パブリック・コメントの実施（広報はだの：2月15日号掲載、意見募集：3月18日まで） 〃 3月 6日 秦野市都市農業振興計画推進委員会から提言書の提出 〃 3月下旬 秦野市都市農業振興計画策定</p>

秦野市都市農業振興計画（案）について

令和 8 年 2 月 10 日

環境産業部農業振興課

1 趣旨

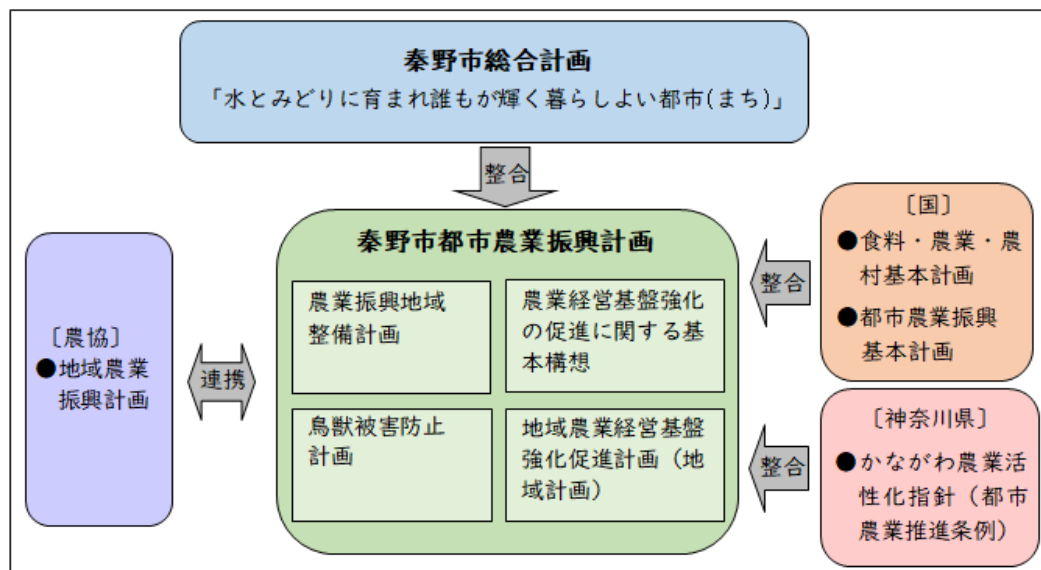
令和 3 年 3 月に策定した「秦野市都市農業振興計画」の計画期間が今年度末で終了します。

前回の策定以降、農業を取り巻く情勢は、気候変動や国際情勢の影響による食料需給の不安定化など、一層厳しさを増しており、こうした状況に対応するため、国では、平成 11 年の制定以来、「食料・農業・農村基本法」を初めて改正し、新たに「食料安全保障の確保」を柱とする 5 つの基本理念を掲げ、農業の生産性向上と持続可能性の両立に取り組むとしています。

本市農業の維持・発展に向けた取組を着実に推進するため、こうした国の動向、本市農業の現状や課題、現計画において設定した目標値の達成状況などを踏まえた新たな「秦野市都市農業振興計画」を策定するものです。

2 計画の位置付け

本計画は、「秦野市総合計画」や関係計画と整合を図り、本市農業の将来像として設定する「多様な担い手がつなぐ、農の恵みが溢れる都市（まち）」の実現に向け、農業者、市民及び関係団体と連携し、農業・農地のもたらす様々な恵みを生かしたまちづくりを進める指針とするため、具体的な取組や重点施策・事業における目標値を示す本市農業政策の最上位の計画として位置付けます。



3 計画の期間

令和8年度（2026年度）から令和12年度（2030年度）までの5年間

4 将来像

多様な担い手がつなぐ、農の恵みが溢れる都市（まち）

5 基本目標

将来像の実現に向けて、計画期間内（令和12年度まで）に目指す姿を「基本目標」として位置付け、これに基づき、施策展開を図ります。

I	農業経営の安定化と担い手の確保・育成	【経営・担い手】
II	農地の保全と農地の持つ多面的機能の活用	【農地】
III	安全な農産物の生産・消費による地産地消の推進	【生産・販売】
IV	農業に対する理解の促進と交流の活性化	【市民交流】

6 重点事業・施策

No.	重点施策・事業名	内容	指標名（定義等）	現状値 (R7.3)	目標値 (R13.3)
基本目標Ⅰ：農業経営の安定化と担い手の確保・育成【経営・担い手】					
1	多様な担い手の確保・育成（中核的農業者）	認定農業者を増やします。	認定農業者数	84人	90人
2	多様な担い手の確保・育成（新たな担い手）	中長期的に営農を継続できる新規就農者を増やします。	営農を継続している新規就農者数	100人	136人
3	農業経営の安定対策	認定農業者の経営改善を図ります。	認定農業者の経営改善計画の最終年度において期間における所得を維持、増加させた人数の割合	57%	80%
4	環境整備	農業者、地域住民と連携した鳥獣被害対策を実施します。	鳥獣被害対策重点取組地域数	12地域	18地域
5	捕獲	わな猟免許取得者を増やします。	農家戸数に対するわな免許取得者数の割合	23.6%	26.4%
基本目標Ⅱ：農地の保全と農地の持つ多面的機能の活用【農地】					
6	農道・農地の整備、維持管理	農地の流動化促進と荒廃農地の解消を図ります。	農道の整備延長	478m	748m
7	農地の利用集積の促進	地域計画を活用した農地の利用集積を促進します。	農業振興地域内の農用地に占める地域農業の担い手（地域計画掲載者）が耕作する農地の割合	14.3%	16.5%
基本目標Ⅲ：安全な農産物の生産・消費による地産地消の推進【生産・販売】					
8	地産地消の推進	はだの産農産物応援サポーターを増やします。	地産地消応援サポーター登録店舗数	48店	54店
9	特産・振興農産物の普及・促進	特産・振興農産物の普及促進を図ります。	秦野落花生生産者支援事業補助対象者の作付面積	1,302a	1,302a
基本目標Ⅳ：農業に対する理解の促進と交流の活性化【市民交流】					
10	体験型農業の促進	観光農業の取組を促進します。	体験型農業入込客数	34,280人	36,600人
11	食農教育の推進	子どもが農業に親しむ取組を推進します。	小学生・親子農業体験事業及び学校等における食農教育の実施回数	140回 (平均値)	140回

7 改正のポイント

(1) 定着新規就農者（経営開始6年目以降）の育成

高齢化や後継者不足が進む中で、新規就農者は、本市農業を担うことが期待される人材となりますが、経営開始から5年を経過すると、国の制度を活用した財政支援が終了し、これまで以上に自立した経営が求められます。

中心的な担い手に向けた経営発展が図られるよう、販路の確保や規模拡大に取り組む必要があるため、経営開始6年目以降の新規就農者を「定着新規就農者」として区分し、主な施策・事業へ新たに「経営の課題解決に向けた支援」を位置付けました。

(2) 「食料・農業・農村基本法」の勘案

ア スマート農業の実践

高齢化や後継者不足により、農業者の減少が避けられない状況にある中、少ない人数でも安定的に食料供給を確保していく必要があります。

「食料・農業・農村基本法」では、基本理念である「農業の持続的な発展」の取組の一つとして、先端的な技術（スマート技術）等を活用した生産性の向上に取り組むこととしています。

本市においても、基幹的農業従事者数が平成12年から令和2年までの20年間で約4割減少するなど、担い手の不足が顕著となっていることから、生産性の向上に向け、農作業の省力化を促進するため、主な施策・事業へ新たに「スマート農業の実践」を位置付けました。

イ 有機農業など、環境にやさしい農業の実践

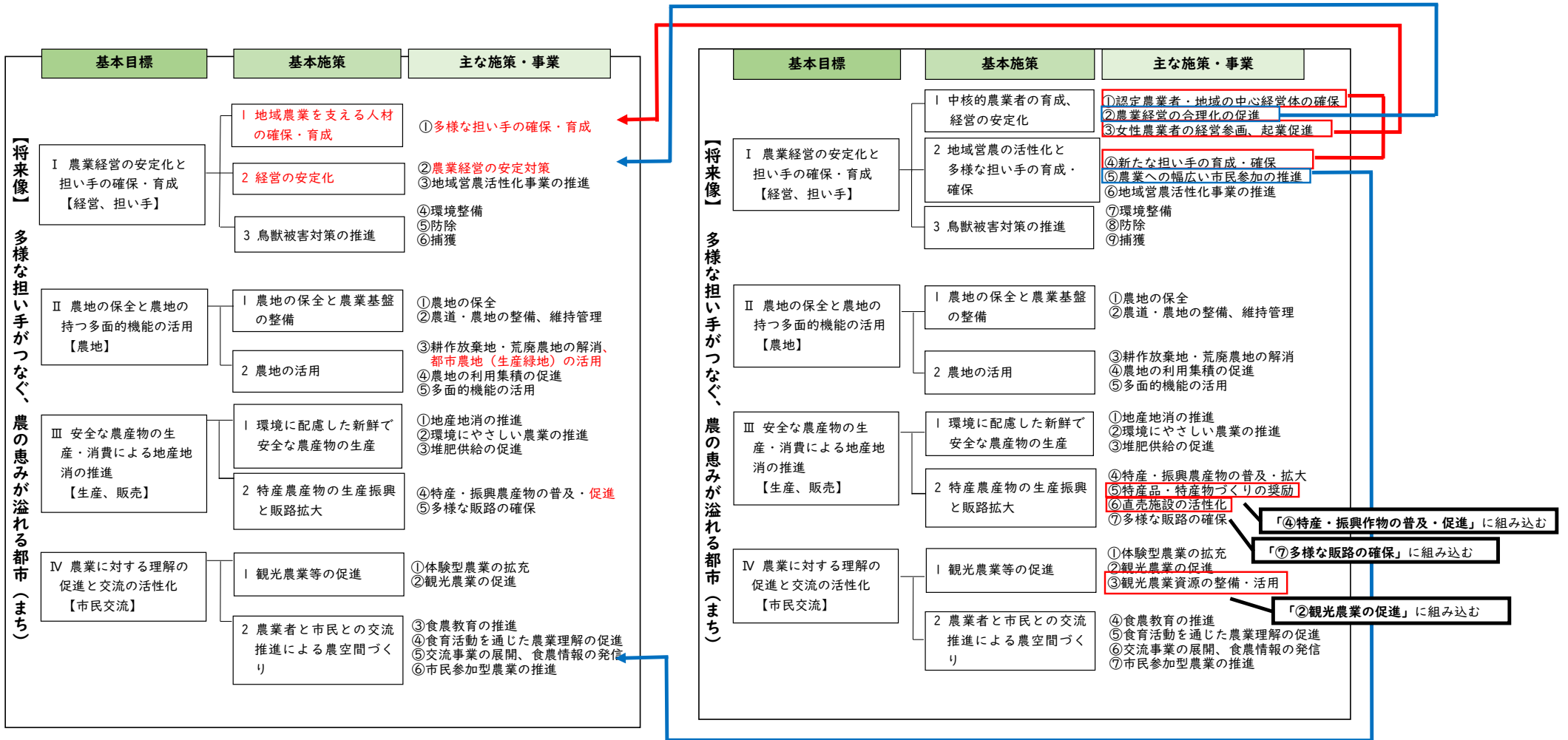
農業は、環境との親和性が高い産業である一方、温室効果ガスの発生や農薬等による水質悪化など、気候変動や生物多様性への影響が懸念されています。

「食料・農業・農村基本法」では、「環境と調和のとれた食料システムの確立」を新たに基本理念の一つとして規定し、環境負荷低減が図られることにより、農業の持続的な発展が図られなければならないこと、また、農業が有する多面的機能は、環境負荷低減が図られつつ発揮されなければならないことが明記されたため、主な施策・事業へ新たに「有機農業など、環境にやさしい農業の実践」を位置付けました。

「施策の展開」体系図 新旧対照表

(新)

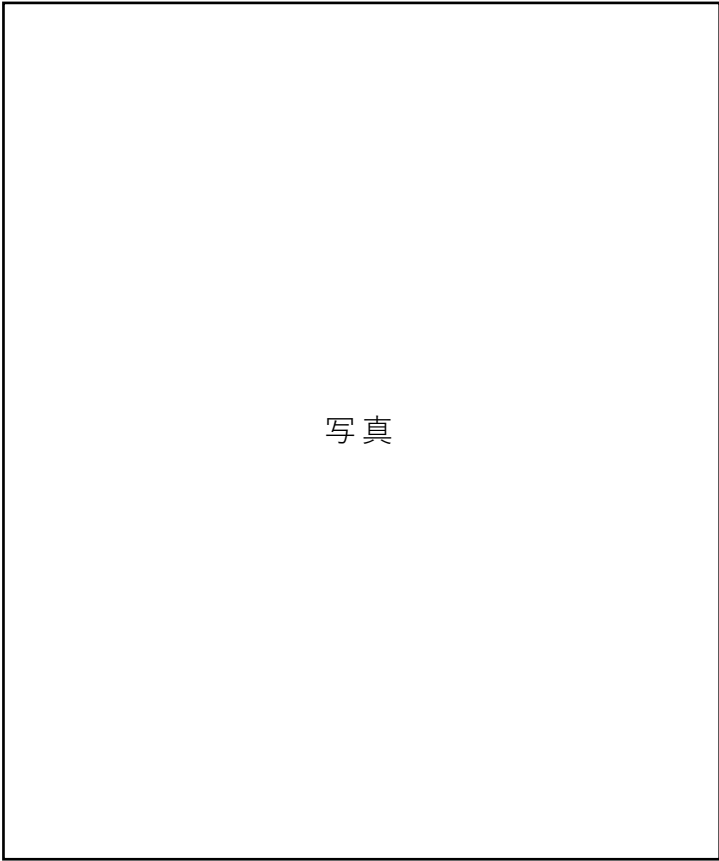
(旧)



秦野市都市農業振興計画（案）

令和 8 年度（2026 年度）～令和 12 年度（2030 年度）

～多様な担い手がつなく、農の恵みが溢れる都市（まち）～



令和 8 年（2026 年）3 月

秦 野 市

市長あいさつ文

■ 目次

1 はじめに	1
(1) 趣旨	1
(2) 計画の位置付け	2
(3) 計画の期間	3
(4) 計画の策定に当たり配慮すべき事項	3
2 現状と課題	4
(1) 秦野市の概要	4
(2) 現状	6
(3) 農業に関するアンケート調査	14
(4) これまでの取組概要	21
(5) 主な課題	22
3 秦野の農業の将来像	25
4 施策の展開	27
基本目標Ⅰ 農業経営の安定化と担い手の確保と育成	30
基本目標Ⅱ 農地の保全と農地の持つ多面的機能の活用	37
基本目標Ⅲ 安全な農産物の生産・消費による地産地消の推進	42
基本目標Ⅳ 農業に対する理解の促進と交流の活性化	47
5 計画の推進に向けて	53
【資料編】	54
1 都市農業振興計画の策定経過	55
(1) 主な経過	55
(2) 秦野市都市農業振興計画推進委員会委員名簿	56
(3) 秦野市都市農業振興計画推進委員会規則	57
(4) 秦野市都市農業振興計画に関する提言書	59
2 前計画の進行状況について（令和3年度～令和7年度）	61
3 目指す営農モデル	66

農林業センサス 2025 からの引用箇所及び
令和7年度の実績については、確定次第記
載します。（黄色着色部分）

1 はじめに

(1) 趣 旨

近年の農業を取り巻く情勢は、農業者の高齢化や担い手の不足に加え、気候変動や国際情勢の影響による食料需給の不安定化、人口減少に伴う国内市場の縮小など、一層厳しさを増しており、農業生産の維持・発展のためには、時代に対応した新たな取組や方向性を見出すことが求められています。

このような中、国では、令和6年5月に、食料・農業・農村基本法を平成11年の制定以来、初めて改正し、「食料安全保障の確保」を柱とする5つの基本理念を掲げ、農業の生産性向上と持続可能性の両立に取り組むとしています。

また、この基本理念の実現に向け、農業の構造転換を図るための施策を集中的に実施するため、令和7年4月に、「食料・農業・農村基本計画」を閣議決定しました。

この計画では、農産物の付加価値向上や輸出の促進等により、農業者の所得を確保・向上させることで農業の持続的発展を図るとともに、農産物と消費者をつなぐ食品産業の発展に取り組むなど、生産基盤の強化、食料自給率・食料自給力の向上を通じて、食料安全保障を確保し、様々な環境の変化に対応していくとしています。

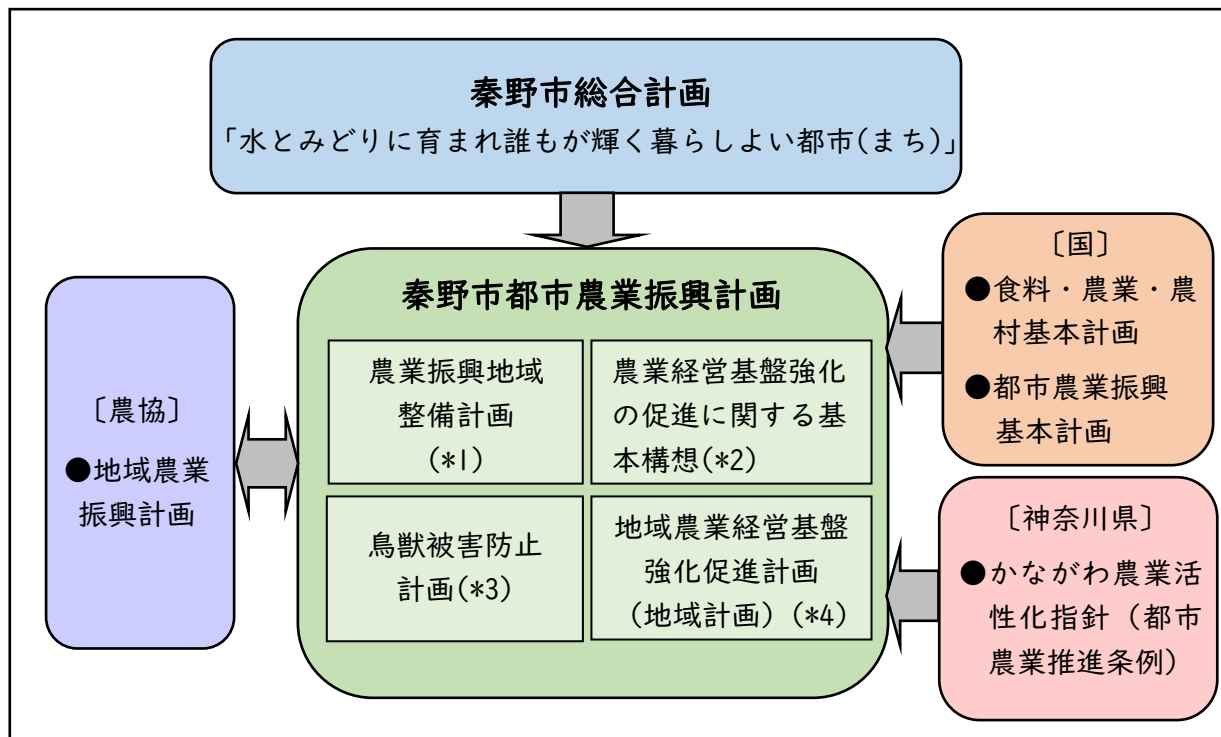
本市においては、令和3年3月に、国の動向等を踏まえたうえで、農業者、市民及び関係団体と連携し、農業・農地のもたらす様々な恵みを生かしたまちづくりを進めるための指針となる「秦野市都市農業振興計画（以下「都市農業振興計画」という。）」の見直しを行い、本市農業の将来像として設定した「多様な担い手がつなぐ、農の恵みが溢れる都市（まち）」の実現に向け、取り組んできました。

しかし、前回の見直しから5年が経過し、より時代の変化に対応した実効性のある計画を策定して取組を進める必要があることから、有識者や農業者、関係団体からなる「秦野市都市農業振興計画推進委員会」を設置し、神奈川県（以下「県」という。）の都市農業推進条例の基本理念及びこの条例に基づく「かながわ農業活性化指針」の基本目標を踏襲しつつ、令和5年に策定された秦野市農業協同組合（以下「農協」という。）の「第四次地域農業振興計画」の内容なども考慮しながら、具体的な方針や目標数値などについて検討し、本市の新たな都市農業振興計画を策定することとしました。

(2) 計画の位置付け

都市農業振興計画は、本市農業政策の最上位の計画となるものであり、国、県、農協等の計画や本市の上位計画等との整合を図りながら、策定するものです。

図 1-1 計画の位置付け



*1 農業振興地域整備計画

農業振興地域の整備に関する法律に基づき、優良農地を保全しつつ、地域農業の振興を図るための計画で、農用地利用計画や農業生産基盤の整備・開発計画などを明らかにしたもの

*2 農業経営基盤強化の促進に関する基本構想

農業経営基盤強化促進法に基づき、効率的かつ安定的な農業経営を営む担い手や新たに農業経営を営もうとする青年等新規就農者を育成するため、農業経営の目標を設定し、その実現に向けた方策などを明らかにしたもの

*3 鳥獣被害防止計画

鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律に基づき、本市の具体的な被害対策の方針を定めたもの

*4 地域農業経営基盤強化促進計画（地域計画）

農業経営基盤強化促進法に基づき、地域との話し合いにより、地域農業の将来の在り方や担い手ごとに利用する農地を示した地図（目標地図）などを定めたもの

(3) 計画の期間

都市農業振興計画の計画期間は、秦野市総合計画はだの2030プラン後期基本計画（計画期間：令和8年度～令和12年度）の策定に合わせ、より実効性のある計画とするため、令和8年度から令和12年度までの5年間とします。

(4) 計画の策定に当たり配慮すべき事項

ア 都市農地（市街化区域内農地）の位置付け

平成27年4月の都市農業振興基本法の制定を契機に、都市農地の位置付けが「宅地化すべきもの」から、都市に「あるべきもの」へと大きく転換され、都市農地が有する農産物を供給する機能はもとより、防災空間や農業体験・交流活動の場、良好な景観の形成といった多面的機能を有効に発揮させるため、地方公共団体において、都市農業を振興するための計画（以下「地方計画」という。）を定めるよう、努めることとされました。

本市では、都市農業振興基本法の制定前に、いわゆる広義の都市農業という観点から、既に市街化区域内農地も含めた市域全体の農業振興を目的として、平成21年3月に都市農業振興計画を策定しており、法の目的に沿った内容となっていることから、本計画を地方計画として位置付けています。

イ SDGs への対応

平成27年9月に、国連サミットにおいて国際社会全体の目標として、SDGs（Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標））が採択され、「誰一人取り残さない」社会の実現を目指し、「社会・経済・環境」にわたる課題に、統合的に取り組むこととしています。

特に、SDGsにおける理念の中核を成す「持続可能な社会の構築」は、本市の農業にも共通する目的であり、本市の農業を持続的に発展させていくためにも、SDGsの理念を踏まえて計画を策定しています。

ウ 持続的な食料システム

令和6年5月に改正された食料・農業・農村基本法では、生産、加工、流通、小売、消費の各段階の関係者が連携する「食料システム」という概念を新たに規定し、合理的な価格の形成や環境負荷低減など、農業の持続可能性を高める取組を関係者が一体となって進めていくこととしています。

この食料システムを持続可能なものとするため、本計画では、生産性向上や環境負荷低減など、国の方向性を踏まえた取組の推進、検討を進めます。

2 現状と課題

(1) 秦野市の概要

ア 位置と地勢

本市は神奈川県央の西部に位置し、市域は、東西約13.6km、南北約12.8km、面積103.76km²で、東部は伊勢原市、西部は松田町と大井町、南部は中井町と平塚市、北部は山北町、清川村及び厚木市に接しています。

市の中心部は、東京駅から約60km、横浜駅から約37kmの距離にあり、北方にはいわゆる神奈川の屋根丹沢連峰がひかえ、南方には渋沢丘陵と呼ばれる台地が東西に走り、県下で唯一の典型的な盆地を形成しています。

市内を流れる河川の多くは、丹沢連峰の稜線の合間から発しており、なかでも塔ノ岳からの水無川、春嶽山からの金目川は、盆地に入って扇状地地帯を形成し、これが今日の市街地となっています。扇状地は、丹沢山地から搬出され堆積した砂礫層と、箱根火山等から飛来した火山灰が基盤の上で互層構造を形成し、この層の厚さは深いところで300m以上と推定されます。

このような地形的特質から、秦野盆地は地下水を豊富に蓄えており、これらの地下水は盆地内の各所で湧き出し、これが秦野盆地湧水群として全国名水百選の一つに選ばれています。

気候は年平均気温が17.0℃（最高36.8℃、最低-2.8℃）と比較的温暖で、多様な農産物ができる恵まれた条件下にあります。

イ 人口

本市の人口は、昭和30年の市制施行以降、平成12年まで一貫して増加し、その後、少子高齢化などの影響により、増加傾向は鈍化したものの、平成22年には17万人を超えました。

しかし、平成22年以降、少子高齢化の進行などにより減少に転じ、令和7年(1月1日現在)は、160,537人となっています。

また、年齢別の人口は、14歳以下(年少人口)及び15～64歳(生産年齢人口)の人口が減少する一方、65歳以上の老年人口が年々増加しています。

表 2-1 総人口及び年齢3区分人口割合

区 分	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年	令和7年
総人口	168,142人	168,317人	170,145人	167,378人	162,439人	160,537人
14歳以下	14.1%	13.1%	12.6%	12.0%	11.2%	9.7%
15-64歳	73.5%	71.1%	67.0%	61.6%	58.4%	57.5%
65歳以上	12.4%	15.7%	20.4%	26.3%	30.4%	31.0%

資料：国勢調査及び年齢別人口統計調査

注1) 平成12年から令和2年は10月1日現在、令和7年は1月1日現在

注2) 端数処理のため、内訳の合計が100%にならない場合がある

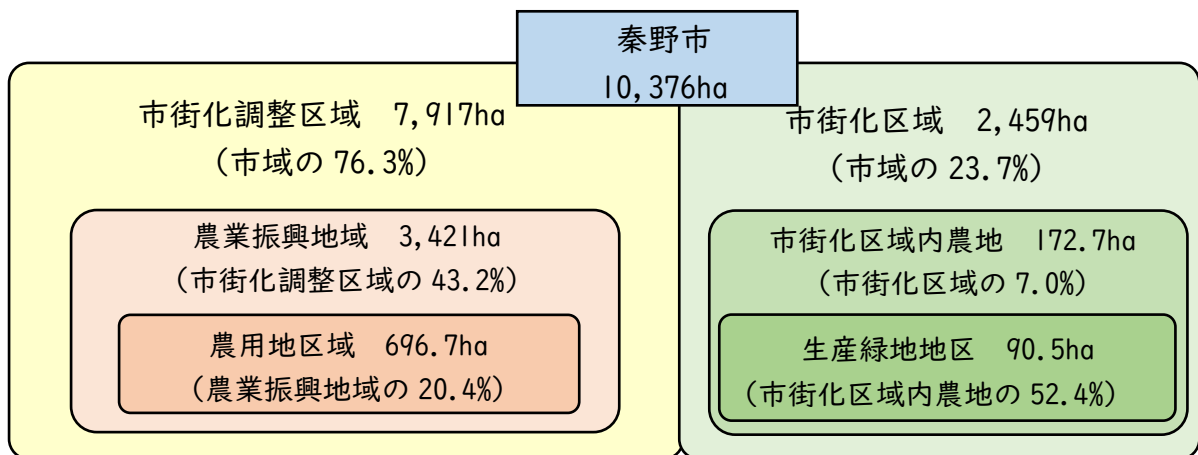
ウ 土地利用

本市の面積は10,376ha(103.76km²)で、その全体が都市計画区域に指定されており、このうち市街化区域は2,459ha(23.7%)、市街化を抑制する市街化調整区域は7,917ha(76.3%)となっています。

市街化区域のうち、市街化区域の7%に当たる172.7haが農地となっており、そのうち、52.4%(90.5ha)が生産緑地地区(*1)になっています。また、市街化調整区域の43.2%に当たる3,421haが農業振興地域(*2)になっており、農業振興地域のうち、20.4%(696.7ha)が農用地区域(*3)に指定されています。

農地の外周部は主に森林地域で、その大半が丹沢大山国定公園及び県立丹沢大山自然公園となっています。

図2-1 土地利用状況(令和7年4月1日現在)



注1) 市街化区域内農地の面積については令和7年1月1日現在

*1 生産緑地地区……市街化区域のうち、災害防止等に効果があり、かつ公園・緑地などの公共施設用地として適した農地で、市が指定した地区

*2 農業振興地域……総合的に農業の振興を図ることが相当な地域

*3 農用地区域……農業振興地域のうち、今後とも長期間にわたり農業上の利用を図るべき地域

(2) 現 状

ア 担い手

本市の農業は、認定農業者などの中核的農業者をはじめ、高齢・女性農業者などの多様な農業者や営農類型別の部会、経営士会、後継者クラブ等の様々な団体・組織により支えられてきました。

しかし、全国的な問題でもある担い手不足は、本市においてもその傾向が現れており、近年加速する担い手減少への対応が求められています。

このような背景から、平成17年度に農業支援に関する窓口（市、農業委員会及び農協）を一本化した「はだの都市農業支援センター」を設置するとともに、農業経営基盤強化促進法の改正を契機に平成18年度に開設した「はだの市民農業塾」の実施により、多様な「農」の担い手の確保・育成に取り組んでいます。

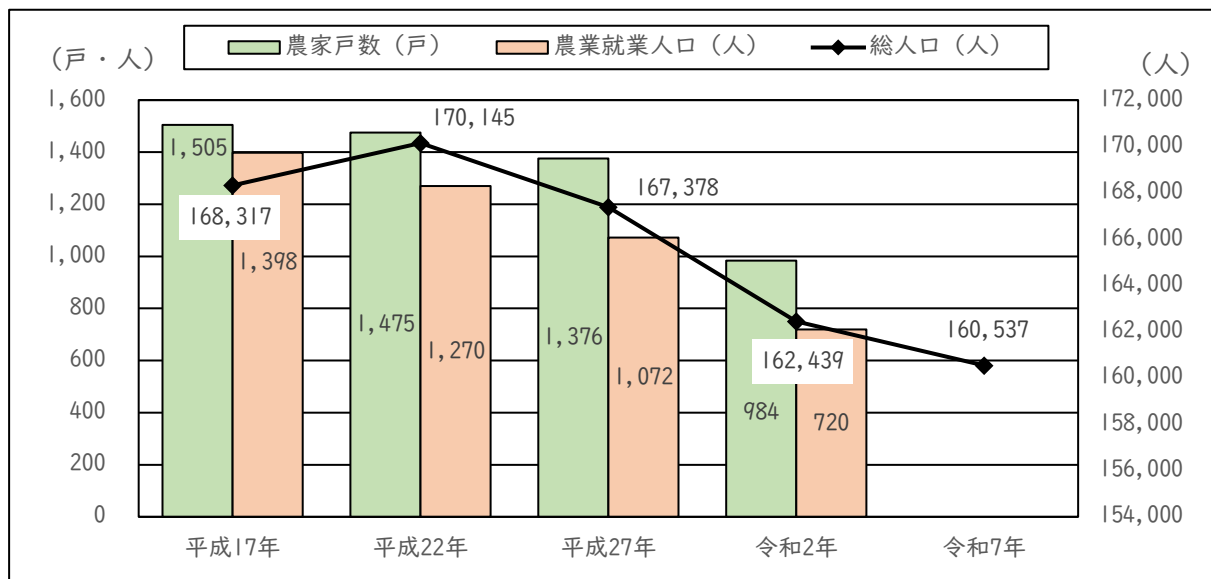
表 2-2 農家戸数、基幹的農業従事者の推移

区 分	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年	令和7年
総人口（人）	168,317	170,145	167,378	162,439	160,537
農家戸数（戸）（*1）	1,505	1,475	1,376	984	
基幹的農業従事者数(*2)（人）	1,398	1,270	1,072	720	

資料：国勢調査及び年齢別人口統計調査、農林業センサス 2025

注1) 総人口は各年10月1日（令和7年は1月1日）、農家戸数・基幹的農業従事者数は各年2月1日現在

図 2-2 農家戸数、基幹的農業従事者数の推移



*1 農 家 戸 数…………… 調査期日現在で、経営耕地面積が10a以上の農業を営む世帯又は経営耕地面積が10a未満であっても、調査期日前1年間における農産物販売金額が15万円以上あった世帯の数をいう

*2 基幹的農業従事者数… 自営農業に主として従事した世帯員のうち、普段仕事として主に自営農業に従事している者の数をいう

表 2-3 はだの市民農業塾を修了し就農した者の推移一覧

単位：人

就農年度	年代								
	20代	30代	40代	50代	60代	70代	80代	離農等	計
平成19～22年度	0	0	2	5	3	11	0	7	14
平成23～27年度	0	0	0	1	5	15	4	7	18
平成28～令和2年度	1	3	3	3	8	6	3	3	24
令和3～7年度	0	2	4	7	7	1	0	2	19
計	1	5	9	16	23	33	7	19	75

注1) 年代は、令和7年4月現在で就農している者の就農当初の年齢

表 2-4 経営耕地面積規模別農業経営体数の推移

区分	平成27年			令和2年			令和7年		
	経営体数	増減	割合	経営体数	増減	割合	経営体数	増減	割合
0.3ha未満	52	8	6.9%	41	△11	7.8%			
0.3～0.5ha未満	205	△4	27.2%	139	△66	26.5%			
0.5～1.0ha未満	306	△70	40.6%	205	△101	39.0%			
1.0～1.5ha未満	125	△16	16.6%	89	△36	17.0%			
1.5～2.0ha未満	37	△11	4.9%	26	△11	5.0%			
2.0～3.0ha未満	21	1	2.8%	14	△7	2.7%			
3.0ha以上	8	2	1.1%	11	3	2.1%			

資料：農林業センサス2025

注1) 平成27年の増減は、前回（平成22年）との比較

注2) 端数処理のため、内訳の合計が100%にならない場合がある

表 2-5 農産物販売金額規模別農業経営体数の推移

区分	平成27年			令和2年			令和7年		
	経営体数	増減	割合	経営体数	増減	割合	経営体数	増減	割合
販売なし	133	△40	17.6%	117	△16	22.3%			
50万円未満	254	8	33.7%	147	△107	28.0%			
50～100万円未満	89	△18	11.8%	73	△16	13.9%			
100～300万円未満	130	△5	17.2%	73	△57	13.9%			
300～500万円未満	39	△3	5.2%	41	2	7.8%			
500～1000万円未満	53	△14	7.0%	34	△19	6.5%			
1000～3000万円未満	45	△15	6.0%	31	△14	5.9%			
3000万円以上	11	△3	1.5%	9	△2	1.7%			

資料：農林業センサス2025

注1) 平成27年の増減は、前回（平成22年の販売農家（*1）数）との比較

*1 販売農家…………… 経営耕地面積が30a以上又は調査期日前1年間における農産物販売金額が50万円以上の農家をいう

表 2-6 認定農業者数の推移

単位：人

区分	認定農業者数		
	個人	法人	計
令和3年度	79	9	88
令和4年度	86	10	96
令和5年度	86	10	96
令和6年度	84	9	93
令和7年度			

表 2-7 新規就農者数の推移

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
新規就農者数	5人	4人	10人	8人	

注1) はだの市民農業塾を卒業し、実際に就農した人数及び本市が認定した認定新規就農者の合計人数（重複を除く）

イ 農地

経営耕地面積(*1)は、30年間で約〇%減少し、令和7年は〇〇haとなっています。この理由の多くは、農地から他の用途への転用によるものですが、近年では、荒廃農地(*2)の拡大が大きく影響しています。

このため、荒廃農地の解消活動や農地利用集積の促進、多面的機能(*3)の活用といった対策を行っていますが、令和7年の荒廃農地は107haと大きく増加しています。

荒廃農地の増加は、丹沢山麓を中心とした鳥獣被害の増加や高齢化に伴う作業効率の低下による営農意欲の減退、農地相続人の管理放棄などが要因であると考えられます。

表 2-8 経営耕地面積の推移

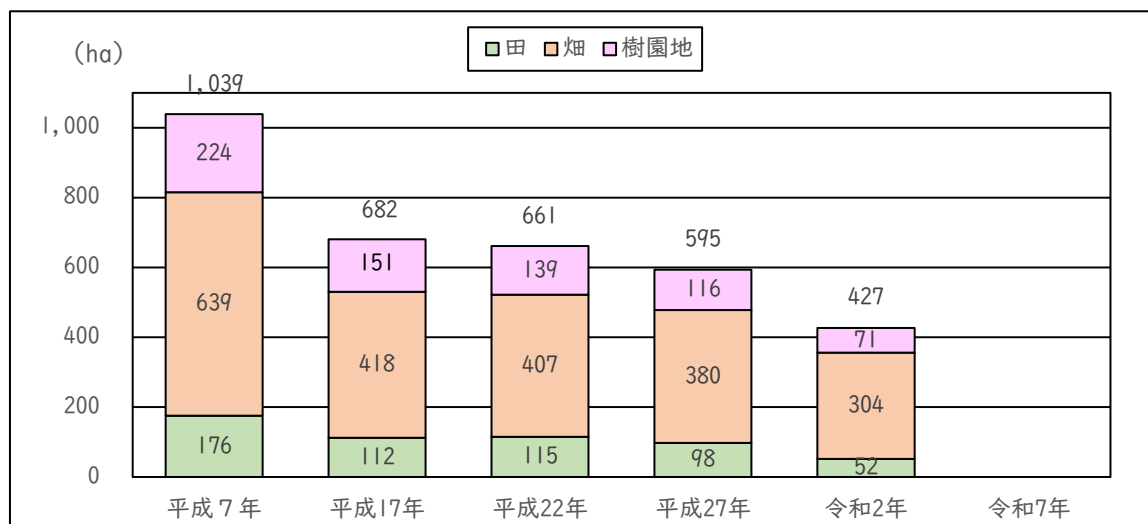
単位：ha

区 分	平成7年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年	令和7年
経営耕地面積	1,039	682	661	595	427	
田	176	112	115	98	52	
畑	639	418	407	380	304	
樹園地	224	151	139	116	71	

資料：農林業センサス2025

注1) 地目ごとに小数点以下を四捨五入しているため、合計面積と数値が合わない場合がある。

図 2-3 経営耕地面積の推移



*1 経営耕地面積…農家が経営する耕作地（田、畑、樹園地等）の合計面積

*2 荒廃農地……現に耕作されておらず、耕作の放棄により荒廃し、通常の農作業では作物の栽培が客観的に不可能となっている土地

*3 多面的機能……防災、教育、景観など、農産物を生産する以外に持つ農地の役割

表 2-9 荒廃農地の推移

単位：ha

区 分	平成26年	平成28年	平成30年	令和2年	令和4年	令和6年	令和7年
荒廃農地面積	42	38	40	60	72	68	107

資料：農業委員会調べ（農地利用状況調査、各年3月31日現在）

ウ 農業生産

農業産出額(*1)は、平成2年まで増加傾向にあり、県で1,120億円、本市で56億円に達しました（表省略）が、担い手の減少や農産物価格の低迷などからその後は減少傾向に転じ、平成17年には、県で755億円、本市では30億円に落ち込みました。

その後、平成27年までは、農産物価格の変動等により、農業産出額はやや増加しましたが、以降は、担い手の減少や輸入農産物の増加等により、再び減少に転じ、令和5年には、県では686億円、本市では24.1億円（参考値）となりました。

表 2-10 農業産出額の推移

単位：千万円

区 分	平成17年		平成22年		平成27年		令和2年		令和5年	
	県	市	県	市 (推計)	県	市 (推計)	県	市 (推計)	県	市 (推計)
耕 種	5,600	215	6,150	231	6,440	270	5,110	164	5,080	165
米	420	13	390	13	290	9	310	9	300	8
麦・雑穀・豆類・いも類	170	19	160	18	220	22	190	15	150	11
野菜	3,690	98	4,170	107	4,420	141	3,450	94	3,340	90
果実	780	31	950	45	870	36	640	22	830	29
花き	400	44	380	41	530	57	410	X	430	X
工芸農作物	30	4	20	3	20	3	10	1	10	2
畜 産	1,920	85	1,600	96	1,620	80	1,470	82	1,690	74
計	7,550	300	7,770	327	8,080	350	6,590	246	6,860	241

資料：生産農業所得統計より作成

注1) 市町村別の統計は平成18年で終了したため、平成22年以降の市の推計値は、生産農業所得統計における都道府県別農業産出額を農林業センサス及び作物統計を用いてあん分した推計値

注2) Xは、個人、法人又はその他の団体の個々の秘密に属する事項を秘匿するため、統計数値を公表しないもの

注3) 未公表の数値があるため、耕種の内訳及び耕種と畜産の合計は、それぞれ耕種の欄及び計の欄と一致しない場合がある。

*1 農業産出額…平成13年に農業粗生産額から農業産出額へ名称が変更され、全国を一つの推計単位とし、農産物の生産量及び価格に関する諸統計等を用いて、農業生産活動による最終生産物の品目ごとの生産量（全国計）に、品目ごとの農家庭先販売価格（全国平均）を乗じた額を合計して求めたもの

エ 販売・流通

農業産出額が減少傾向にある中、農協の農産物取扱額は、平成14年に開設した「はだのじばさんず（大型直売所）」の取扱高が大きく増加したことにより、概ね、年間20億円の水準を維持してきましたが、令和2年度以降は、新型コロナウイルス感染症を発端とする行動制限等により、販売や流通に大きな影響があったため、減少しています。

また、都市農業の利点でもある販路の多様化に伴い、地元スーパーなどの量販店や飲食店、卸業者、消費者等と直接、取引をする農業者も増えており、市場等へ出荷する「共販分」及び「直売所分」が大きく減少しています。

表 2-11 農協の農産物取扱額の推移

単位：万円

区 分	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年	令和6年
共販分	182,031	153,774	134,160	140,910	84,481	65,983
直売所分	9,263	16,694	9,929	8,497	4,677	5,875
はだのじばさんず	—	37,058	70,308	97,158	94,632	109,860
合 計	191,294	207,526	214,397	246,565	183,790	181,718

資料：JAはだの「業務報告書」より作成

注1) はだのじばさんずの取扱高は、購買・販売の取扱高を除く。

オ 市民交流

市民が農業に触れる機会を提供し、農業に対する理解を深めるため、都市近郊型農業の地域特性を生かした掘り取り観光・農園ハイク等の体験型農業や様々な交流活動の実施、学校等におけるそら豆のさやむき、とうもろこしの皮むきなどの食農教育を実施しています。

また、農作業を通じて、健康でゆとりのある市民生活の場を提供するため、ふれあい農園、コミュニティ農園、さわやか農園など、市内に46か所の市民農園を設置するとともに、はだの農業満喫CLUB等により収穫体験などのイベント情報を発信しています。

表 2-12 市民農園設置状況

名 称	開設者	箇所	総面積	区画	対象
ふれあい農園	農園組合	2	30,714㎡	441	一 般
コミュニティ農園	秦野市	2	2,724㎡	115	一 般
さわやか農園	農 協	42	59,954㎡	341	一 般
合 計		46	93,392㎡	897	—

資料：「市民農園一覧」より作成（令和7年3月末現在）

カ 地区別の概況

(ア) 本町地区

弘法山公園を中心に、施設園芸、果樹、露地野菜に普通作(*1)を組み合わせた複合経営が主となっています。

また、市域のほぼ中央部に位置し、交通等の立地条件に恵まれ、市内1か所の青果市場はこの地区にあります。

(イ) 南地区

渋沢丘陵の緩傾斜地とこれに連なる平坦地に畑作地帯が形成され、露地野菜や花き、酪農、施設園芸が主となっています。

都市近郊型農業の特性を生かした体験型農園は、この地区で初めて開設され、気軽に農業を体験できる機会を通じて、都市住民の「農」に対する意識向上につながっており、令和8年4月には、新たな体験型農園が開設される予定です。

また、市街地には「はだのじばさんず」があり、地産地消の拠点となっています。

(ウ) 東地区

市内でも比較的まとまった集団農地が多く、施設園芸、果樹、露地野菜に普通作を組み合わせた複合経営が主となっており、近年は、観光農業にも取り組んでいます。

地区の農業振興拠点である「田原ふるさと公園」を活用した直売、漬物の加工、手打ちそばの提供が行われています。自然と触れ合いながらのそば打ち体験や食文化を楽しみ、地域農産物の生産・消費の循環を促す地産地消の拠点でもあります。

また、名古屋及び菟毛地区では、市民団体による農村風景の再生・保全の取組が行われており、農業体験による都市住民との交流事業も行われています。

さらに、地域農業者とNPO法人の連携による保全活動や都市住民との交流活動が評価され、名古屋の棚田群が令和4年3月に農林水産省の「つなぐ棚田遺産」に認定されました。

(エ) 北地区

丹沢山麓の山間傾斜地は、茶、露地野菜が中心となっており、これに連なる平坦地は、施設園芸、露地野菜が主となっています。

また、菩提地区では、市民団体による里地・里山の保全活動を通じて、こ

ども・親子を対象にした農業体験や食育活動も行われています。

さらに、令和4年に新東名高速道路秦野丹沢スマートインターチェンジが供用開始されており、周辺における観光農業等への取組が期待されます。

(オ) 大根・鶴巻地区

下大槻地区の金目川流域の水田地帯と平坦地では、施設園芸、露地野菜、水稻、鶴巻地区の大根川・善波川流域の水田地帯では、露地野菜、水稻、養豚、花きが主となっています。

また、鶴巻地区では、住民との協働による田園風景の保全活動など、地域主体の活動が活発に行われています。

(カ) 西地区

渋沢丘陵周辺の渋沢地区では、地場野菜を使用した漬物の生産・直売や地域住民との協働による農地の保全活動が行われています。

また、堀西・堀山下地区では、施設園芸、露地野菜が主となっており、県立秦野戸川公園を核とした観光農業等の取組も活発化しています。

さらに、堀西地区では、市民団体が四十八瀬川流域の休耕田や荒廃地の再生を積極的に行っています。

(キ) 上地区

山間部の畑作地帯と、これに連なる平坦地の畑作地帯に小規模な谷戸田が混在しています。施設園芸、露地野菜、茶に普通作を組み合わせた複合経営が主となっています。

鳥獣被害を受けにくい作物の生産や菖蒲地区での耕作放棄地(*2)・荒廃農地を活用した果樹栽培、さらには、観光農業等にも取り組んでおり、地域主体の活動が活発に行われています。

*1 普通作……………水稻・小麦・大豆

*2 耕作放棄地…1年間以上作物を栽培せず、今後、数年の間に再び耕作する意思のない農地

(3) 農業に関するアンケート調査

本市農業の現状等について把握し、今後の取組の参考とするため、農業者や市民を対象に各種アンケート調査を実施し、傾向を分析しました。

ア 農業者

(ア) 農協農業者アンケート調査（令和4年8月実施）から抜粋

<対象：農業者675名（回答者350名、回収率51.9%）>

α 農業経営の将来意向

全体的に自分の代までは農業を続けたいと思っている農家が多い中、販売規模が大きい農家ほど、次世代まで農業を継続し、経営の強化・改善をしていきたいと考えている割合が高い傾向にあります。

一方で、販売規模が少ない、又は、自給的農家では将来の農業経営について流動的、あるいは、離農を考えている割合が高い傾向にあります。

今後、高齢化や後継者不足等により担い手がますます少なくなっていくことが懸念される中で、多様な担い手の確保・育成に取り組んでいく必要があります。

表 2-13 販売規模別農業経営の将来意向

区 分	自給的 農家	販売農家		
		500万円 未満	500万円～1000万円 未満	1000万円 以上
次世代まで農業を継続し、一層、経営を強化・改善していきたい	2.5%	4.9%	25.0%	43.8%
自分の代までは農業を続けたい	20.0%	33.0%	37.5%	25.0%
当面(4、5年)は続けたいと思っているが、どうなるかわからない	37.5%	34.8%	21.9%	12.5%
自分の代で農業を縮小していきたい	12.5%	7.1%	3.1%	12.5%
近い将来、自分の代で農業はやめたい	17.5%	15.6%	9.4%	6.3%
その他	7.5%	3.6%	3.1%	0.0%
無回答	2.5%	0.9%	0.0%	0.0%

注1) 端数処理のため、内訳の合計が100%にならない場合がある

b 農業経営等の悩み

経営上の悩みを深刻度が高いと回答した分野順にみると、「自分自身」では高齢化、「経営面」では生産資材の高騰、「周辺環境」では鳥獣被害、「販売面」では販路拡大、「農地・農道・施設」では農道やかん排水施設のインフラ整備がそれぞれ最も高くなっています。

特に、中東情勢や急激な円安により端を発した、肥料・飼料・燃料などの資材価格の高騰・高止まりは、農業経営に大きく影響しており、加えて、高齢化や自身の健康状況による将来への不安が課題となっています。

今後、農業経営の安定化や後継者等の担い手の確保などの経営基盤の強化を図るとともに、継続的な課題である鳥獣被害の防止対策を講じる必要があります。

表 2-14 農業経営等の悩み 各分野 TOP3（複数回答）

分野	項目	回答率
自分自身 (25.7%)	年齢や健康に不安があり、日々の農作業が辛くなってきたこと	59.4%
	次世代への継承が円滑に進んでいないこと	27.1%
	単身世帯や核家族になり、将来が心細いこと	19.7%
経営面 (24.3%)	生産資材等が高くなって経営を圧迫してきていること	48.0%
	農機具の更新導入など機械への金銭的負担が大きいこと	40.9%
	農繁期や繁忙期に手伝いに来てくれる人がいないこと	21.7%
周辺環境 (24.3%)	イノシシやシカ等の鳥獣被害が大きくなり、営農意欲がそがれること	63.1%
	異常気象（大雨、日照不足、冷夏等）の増加に伴い、作物がうまく作れないこと	41.7%
	ヤマビルやスクミリンゴガイが増えてきて、安心して農業ができないこと	37.7%
販売面 (8.3%)	生產品目が思い通りの価格で販売できず、収入が減ってきたこと	35.4%
	特にこれという悩みや問題はない	29.4%
	消費者ニーズが多様化していること	28.6%
農地・農道・施設 (4.3%)	農道の新設、拡幅やかん排水施設のインフラ整備ができていないこと	36.6%
	特にこれという悩みや問題はない	32.6%
	農地が点在化し、分散していること	27.1%

注1) 各分野の項にある%は、「深刻度が最も高い」と回答した割合

(1) 市アンケート調査（令和7年5月実施）から抜粋

<対象：中心的な担い手である農業者（農業経営士、認定農業者、認定志向農業者、新規就農者等）154名（回答者59名、回収率38.3%）>

a 農業経営の課題

「鳥獣被害対策」が最も高く、次いで、「労働力不足（家族労働力の不足）」、「売上向上」の順となっており、鳥獣被害による営農意欲の減退や後継者を含めた労働力の確保、近隣農地の荒廃化などの営農環境が課題となり、経営基盤の強化が図れていない状況にあります。

表 2-15 農業経営の主な課題（複数回答）

項 目	回答率
鳥獣被害対策	27.9%
労働力不足（家族労働力の不足）	20.1%
売上向上	19.5%
生産性向上（機械化）	18.8%
販路の確保	14.9%
営農環境（近隣農地の荒廃化）	13.6%
後継者不足	9.7%
営農環境（周辺宅地化）	9.1%
営農環境（農道整備）	9.1%
税対策	7.8%

b 農地を持続可能なものとするために

この先の10年間を見据えて農地を持続可能なものとするための手段として、「地域で耕作している担い手へ農地を集積し営農しやすい区画にする」と回答した割合が最も多く、次いで、「地域内の担い手の後継者を育成する」、「農業以外から参入した新規就農者を受け入れる」の順となっています。

今後、多様な担い手を確保・育成するとともに、担い手が営農しやすい環境整備を図る必要があります。

表 2-16 農地を持続可能なものとするためにはどうしたらよいか（複数回答）

項 目	回答率
地域で耕作している担い手へ農地を集積し営農しやすい区画にする	21.4%
地域内の担い手の後継者を育成する	19.5%
農業以外から参入した新規就農者を受け入れる	18.2%
市外や地域外から農業者や農業法人を受入れ人材を確保する	16.2%
現状で維持可能	3.2%
その他	3.2%

c 営農規模について

規模を拡大する場合に必要な支援として、「機械・設備整備時の財政的支援」が最も高く、次いで、「鳥獣被害対策への支援」、「労働力の確保（援農ボランティア制度の充実）」の順となっています。

今後、農地中間管理機構（農地バンク）を活用し、農地の効率的な利用と営農規模の拡大を図ることが、生産量や売上の増加につながり、経営の安定化が図られる第一歩となるため、農地集積を中心とした環境づくりが必要となります。

表 2-17 規模拡大を図る場合に必要な支援（複数回答）

項 目	回答率
機械・施設整備時の財政的支援	28.6%
鳥獣被害対策への支援	26.6%
労働力の確保（援農ボランティア制度の充実）	19.5%
農地集積の促進	16.9%
販路拡大に向けた情報提供	15.6%
労働力の確保（その他）	14.3%
農道等の整備促進	11.0%
新たな直売所の設置	11.0%
農地取得時の財政的支援	10.4%
農地の区画拡大（畦畔除去など）	9.7%
その他	3.9%

d 新規就農者（経営開始1年目から5年目まで）の育成について

高齢化や後継者不足により担い手が減少する中、新規就農者を育成するための支援内容として、「経営開始時における財政的支援」が最も高く、次いで、「農機具や施設の共有化など地域ぐるみでの支援」、「農地や設備等の紹介」、「農業に関する研修制度の充実」の順となっています。

就農後に直面する課題は、財政的支援が必要であることや就農前とのギャップによる離農のおそれなどであるため、関係団体などと連携した支援が必要となります。

表 2-18 新規就農者を育成するために必要な支援（複数回答）

項 目	回答率
経営開始時における財政的支援	24.0%
農機具や施設の共有化など地域ぐるみでの支援	16.9%
農地や設備等の紹介	16.2%
農業に関する研修制度の充実	13.0%
その他	3.2%

e 定着新規就農者（経営開始6年目以降）の育成について

新規就農を経てさらなるスキルアップを目指す定着新規就農者を育成するための支援内容として、「販路の確保・差別化」が最も高く、次いで、「運転資金の確保」、「経営規模の拡大・効率化」の順となっています。

今後、認定農業者等への経営発展が図れるよう、農業者それぞれに合った経営管理や栽培方法などを確立させ、規模拡大を図る必要があります。

表 2-19 定着新規就農者を育成するために必要な支援（複数回答）

項 目	回答率
販路の確保・差別化	20.8%
運転資金の確保	20.1%
経営規模の拡大・効率化	19.5%
技術・知識の向上	19.5%
農業の未来を考える体制づくり	16.9%
地域との連携（相談体制）	13.6%
後継者の育成	9.1%
精神的な負担軽減	6.5%
その他	2.6%

イ 市民（市WEBアンケート調査（令和7年7月実施）から抜粋し、一部加工）

＜対象：本市のネット調査会社の登録者（市民）400名＞

(ア) 農畜産物を購入する際に一番重視すること

野菜・果実については、「鮮度」が最も高く、次いで、「値段」、「安全・安心」、「味」の順となっています。花きについては、「見た目」が最も高く、次いで、「値段」、「鮮度」、「安全・安心」の順に、畜産加工品については、「安全・安心」が最も高く、次いで、「値段」、「鮮度」、「味」の順となっています。

品目により割合は異なりますが、「鮮度」と「値段」は共通して高い割合になっているほか、食品については、「安全・安心」を、花きについては、「見た目」を重視する傾向にあります。

表 2-20 農畜産物を購入する際に一番重視すること

区 分	野菜・果実		花き		畜産加工品	
	項目	割合	項目	割合	項目	割合
第1位	鮮度	36.3%	見た目 (色、形など)	32.1%	安全・安心	35.7%
第2位	値段	33.7%	値段	30.1%	値段	33.1%
第3位	安全・安心	20.7%	鮮度	29.3%	鮮度	19.9%
第4位	味	5.2%	安全・安心	6.0%	味	9.3%
第5位	見た目 (色、形など)	2.6%	産地	1.2%	産地	1.0%
第6位	産地	1.6%	その他	0.8%	見た目 (色、形など)	1.0%
第7位	その他	0.0%	味	0.4%	その他	0.0%

注1) 端数処理のため、内訳の合計が100%にならない場合がある

(1) 地産地消についての考え

地産地消については、「安全・安心や鮮度など自分にとってもメリットがあるので積極的に購入したい」と考える割合が最も高く、次いで、「地域経済の活性化につながるので積極的に購入したい」、「地産地消には関心がないので、積極的に購入しない」の順となっています。令和2年からの5年間で地産地消に関心が無い人の割合が4.8%増えており、中でも若い世代ほど地産地消に関する関心は低い傾向となっていますが、依然として、積極的に購入したいとの回答が多く、地産地消への意欲が高い水準となっています。

また、秦野産の農畜産物が食べられる飲食店を増やしてほしいという割合も引き続き需要があることから、農業者と市内飲食店との更なる連携強化や地産地消に取り組んでいる店舗の周知の徹底を図っていく必要があります。

表 2-21 地産地消についての考え

項 目	回答率
安全・安心や鮮度など自分にとってもメリットがあるので積極的に購入したい	37.0%
地域経済の活性化につながるので積極的に購入したい	26.8%
地産地消には関心がないので積極的に購入しない	11.8%
秦野産の農畜産物が食べられる飲食店を増やしてほしい	9.5%
地域の食文化の継承にもつながるので積極的に購入したい	7.0%
他の産地の方が魅力を感じるので積極的に購入しない	3.0%
生産者との交流が図れるので積極的に購入したい	2.8%
その他	3.3%

(4) これまでの取組概要

令和3年度から令和7年度までを計画期間とする前計画の中で、基本目標ごとに目標数値を掲げて取組を行った、重点施策・事業の令和6年度末における進捗状況は次のとおりです。

計画策定時と比べ、「目標値達成」又は「上昇」が9指標（69.2%）と概ね順調に推移していますが、「横ばい」、「下降」がそれぞれ1指標ずつあり、合わせて2指標（15.4%）となっています。

表 2-22 前計画の主な進捗状況（R7年3月末現在）

指標名	策定時 (R2.3)	目標 (R8.3)	現状 (R7.3)	評価
基本目標Ⅰ：農業経営の安定化と担い手の確保・育成				
人・農地プランの掲載者数※ ¹	95人	113人	-	未評価
認定農業者の経営改善計画の達成率	80%	80%	81%	↑
新規就農者数	84人	114人	121人	↑
鳥獣被害対策重点取組地域数	-	8地域	12地域	↑
基本目標Ⅱ：農地の保全と農地の持つ多面的機能の活用				
農道の整備延長	-	480m	468m	↑
農地利用集積面積	52ha	64ha	62ha	↑
基本目標Ⅲ：安全な農産物の生産・消費による地産地消の推進				
地産地消サポーター協力事業所数	47事業所	55事業所	48事業所	↑
学校給食の食材に占める地場産物の利用率（中間年及び最終年に評価）	37.2%	50%	29.1%	未評価
優良農産物等登録認証件数	7件	12件	7件	→
落花生の作付面積 ※補助金申請面積	1,886 a	1,950 a	1,320 a	↓
基本目標Ⅳ：農業に対する理解の促進と交流の活性化				
体験型農業参加区画数	344区画	375区画	390区画	↑
はだの農業満喫CLUB会員登録者数	250人	590人	939人	↑
小学生・親子農業体験事業及び学校等における食農教育の実施回数	101回	110回	160回	↑

（上昇率が20%以上のもの）

（下降率が20%以上のもの）

*1 人・農地プランについては、農業経営基盤強化促進法の改正に伴い、地域計画に移行したため、令和7年3月末から未評価としている。

(5) 主な課題

本市の農業における現状やこれまでの取組状況を踏まえ、今後の主な課題を次の5点に整理しました。

ア 担い手の確保と育成・経営の安定化

本市の農業は、認定農業者などの中核的農業者をはじめ、高齢・女性農業者などの多様な農業者や営農類型別などの様々な団体・組織により支えられてきましたが、全国的な問題でもある担い手の減少は、本市においても大きな課題となっています。さらに、後継者不足等により世代交代が進まず、近い将来、担い手の減少が加速することが懸念されます。

本市では、農業支援に関する窓口を一本化した「はだの都市農業支援センター」を平成17年度に設置し、新規就農者向けの研修事業である「はだの市民農業塾」や国の支援制度を活用した新規就農者確保対策事業を実施してきましたが、担い手の確保・育成策をさらに強化することが必要です。

また、近年、ロボット、AI、IoT等の先端技術の農業分野への普及が進んでいる状況を踏まえ、スマート農業を活用した省力化に加え、有機農業などの環境にやさしい農業を通じた環境負荷低減の取組についても検討する必要があります。

今後も引き続き、農業後継者や新規・定着新規就農者、定年帰農者、法人などの農業参画を促進し、多様な担い手の育成を図るとともに、本市の農業を牽引する認定農業者などの中核的農業者の育成・支援の充実、兼業農家や自給的農業者などにも配慮した施策を推進する必要があります。

イ 鳥獣被害対策の推進

本市が有する丹沢山地には様々な鳥獣が生息していますが、特にニホンジカやイノシシを中心とした有害鳥獣による農林業被害が多く発生しており、農作物被害に加え、営農意欲の減退にもつながる大きな課題となっています。

このため、農業者、関係団体及び行政が連携し、環境整備、防除及び捕獲といった3つの基幹的な取組により、総合的な鳥獣被害対策を実施しています。

また、捕獲後の処理における農業者の負担を軽減するため、「秦野市鳥獣被害対策実施隊」を強化するなど、積極的な鳥獣被害対策を図っていますが、抜本的な被害軽減には至っておらず、より一層、取組を強化していく必要があります。

ウ 農地の集積と保全・多面的機能の活用

耕作放棄地・荒廃農地の拡大には、担い手不足の問題に加え、耕作条件が悪

い中山間地域を抱え、狭あい農道や傾斜地が多いことなどを起因とする営農意欲の減退も大きく影響しています。

現在、農業者、地域住民、ボランティア等と連携し、荒廃・遊休農地の解消や農作物被害防除の活動事業等を実施しています。今後、これらの取組を推進するとともに、農地中間管理事業を活用した農地の利用集積、土地利用型作物の栽培拡大などを推進する必要があります。

また、意欲のある農業者が着実に農地集約を図れるよう、地域計画の協議の場を活用し、地権者はもとより地域の理解を一層深めていく必要があります。

さらに、農業・農地は、新鮮で安全な農産物を供給する本来の役割とともに、農業生産活動を通じた自然環境・地球環境の保全、こどもの学習の場などの機能や、災害時の復旧用資材置場・避難場所など、都市近郊地域ならではの機能も持ち合わせています。都市農業振興基本法の趣旨を踏まえつつ、農業・農地が持つこれらの多面的な機能を有効活用しながら、市域全体の農地の保全を図る必要があります。

エ 地産地消の推進・農業生産と販売力の強化

近年、農産物に対する安全・安心志向が進み、地元農産物を地元で消費し、市民と農業者を結び付ける「地産地消」が広く定着してきています。

このため、農産物の品質向上と産地化を促進し、差別化を図ることで、地場産農産物に対する市民の信頼性を高め、市民及び流通関係者と一体となった地産地消の推進による産地ブランドの構築(*)を図る必要があります。

本市では、「はだのじばさんず」や量販店等での販売、小学校給食への地場産農産物の供給が定着しており、令和3年12月にスタートした中学校給食においても同様に地場産農産物の供給を進めています。引き続き、担い手の確保・育成と連動し、環境に配慮した、安全・安心で新鮮な農産物の安定供給を図る体制づくりに取り組む必要があります。

また、担い手の減少や気候変動による影響などにより、農業産出額自体が減少する中、毎年のように頻発する自然災害や鳥獣被害など、農業を取り巻く環境は、厳しい状況にあります。

特に、近年は、中東情勢や為替相場などの影響により、生産資材等の価格が高止まりしており、一層厳しさを増しています。

本市の農業は、野菜、果樹、花き、畜産など、多様な農産物を生産していますが、量的なまとまりがないために産地形成が困難な品目もあることから、特徴ある農産物の特産化や高品質化、直売や加工などにより付加価値を付ける取組を進める必要があります。

さらに、都市農業の利点を生かした、農業者と市民との交流促進により、地

場産農産物に対する理解や愛着の醸成を図るとともに、直売所や農家レストランの設置促進や、量販店ネットワークの活用、地元飲食店等他業種と連携した販路の拡大を図る必要があります。

オ 農業に対する理解の促進と交流の活性化

農業者と住民が近接している本市をはじめとした都市近郊地域の農業は、消費者ニーズを捉えやすく、生産現場が見えるといったメリットがある一方、農業に対する地域住民の理解を得ることができないと営農そのものが成り立ち難い面もあります。

農業の重要性を市民が理解し、市民の協力が得られる環境を整えるためには、農業・農地の持つ多面的機能をPRするとともに、各種交流事業の展開や本市の地域特性・資源を生かした観光農業・体験型農業の促進など、農業者と市民との交流を推進する必要があります。

また、新東名高速道路の全線開通や秦野丹沢サービスエリアの開業を見据え、周辺地域を中心に、新たな観光農業の振興に向けた取組を進める必要があります。

さらに、食を通じた心身の健康増進と豊かな人間形成を育むため、農業者と学校・地域が連携した食農教育・食育活動の推進を図る必要があります。

*I 産地ブランドの構築…環境にやさしく新鮮で質の高い安全・安心な農産物の安定供給を図ることにより、消費者と一体となって地場産農産物の産地化を促進すること

3 秦野の農業の将来像

本市の農業の特徴でもある新鮮、安全で多様な農産物の供給と農地の多面的な機能の発揮を将来にわたり維持するためには、農業者だけではなく、市民、関係団体及び行政がそれぞれの役割を果たしていくことが必要です。安定的な農業経営及びその基盤となる農地の維持・保全があるからこそ、豊かな農産物が供給されますが、それは、市民の積極的な関わりと協力がなければ実現しません。

一方で、農業がもたらす豊かな恵みは、市民に安心して豊かな暮らしをもたらします。こうしたことから、農業者、市民、関係団体及び行政がともに手をたずさえてつくる本市の農業の将来像を次のように設定します。

■将来像

～多様な担い手がつなぐ、農の恵みが溢れる都市(まち)～
市民が織りなす持続可能な都市農業の実現を目指して

■主な役割

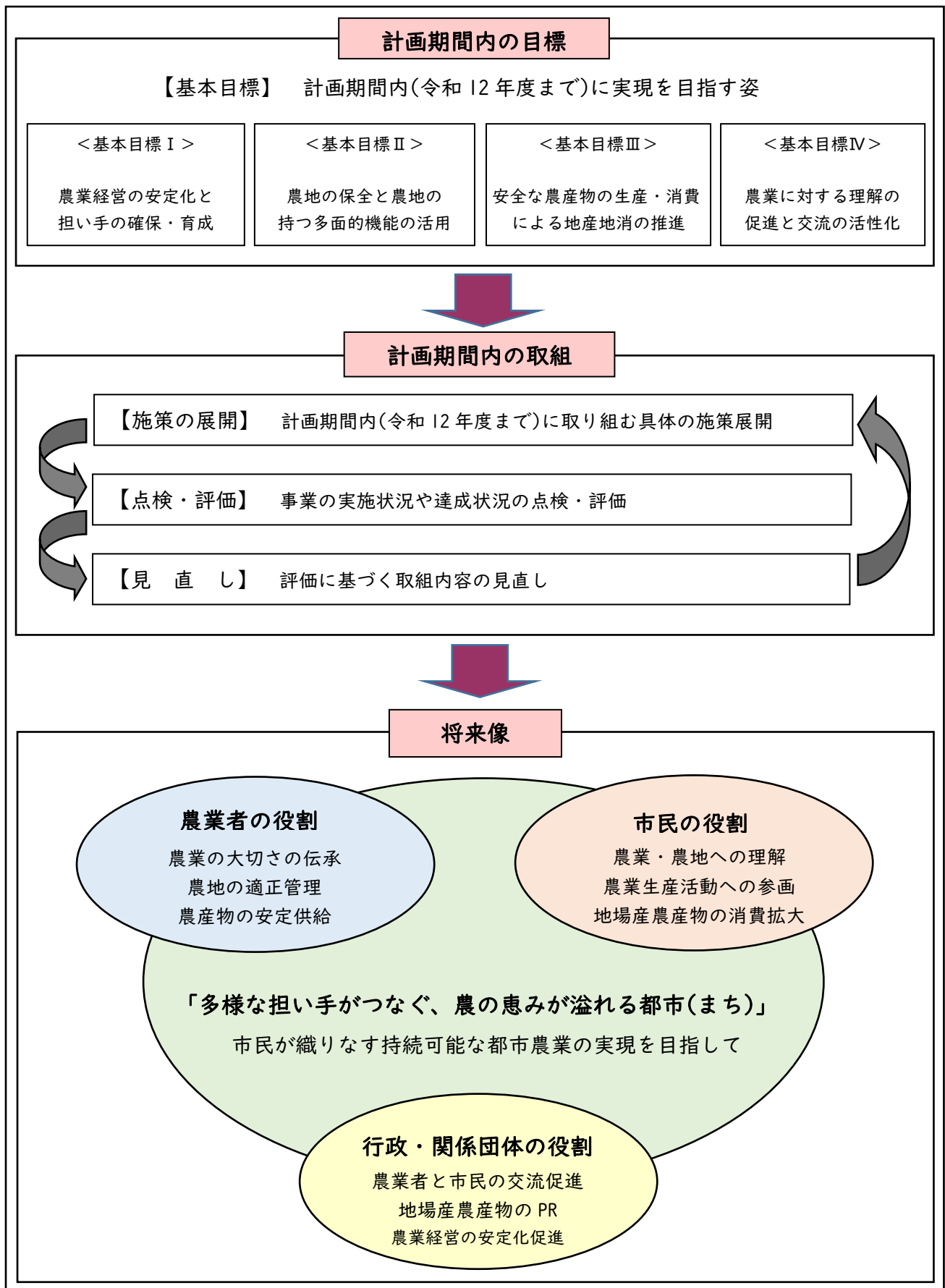
区 分	内 容
農 業 者	○農業・農地の大切さ、素晴らしさを次世代へ伝えます。 ○営農規模を維持・拡大しながら、農地を適正に管理します。 ○新鮮・安全で市民に喜ばれる農産物の安定供給を図ります。
市 民	○農業者との交流活動などを通じ、農業・農地に対する理解を深めます。 ○積極的な農業生産活動への参画や地場産農産物の消費拡大により、秦野の農業を支援します。
行 政 関係団体	○農業者と市民・消費者を結ぶ役割を果たします。 ○地場産農産物のPRや消費拡大を推進します。 ○資本整備や施設・設備の導入など、農業経営の安定化を促進し、持続可能な農業の実現に向けた取組を支援します。

■基本目標

将来像の実現に向けて、都市農業振興計画の計画期間内（令和12年度まで）に目指す姿を「基本目標」として位置付け、これに基づき施策展開を図ります。

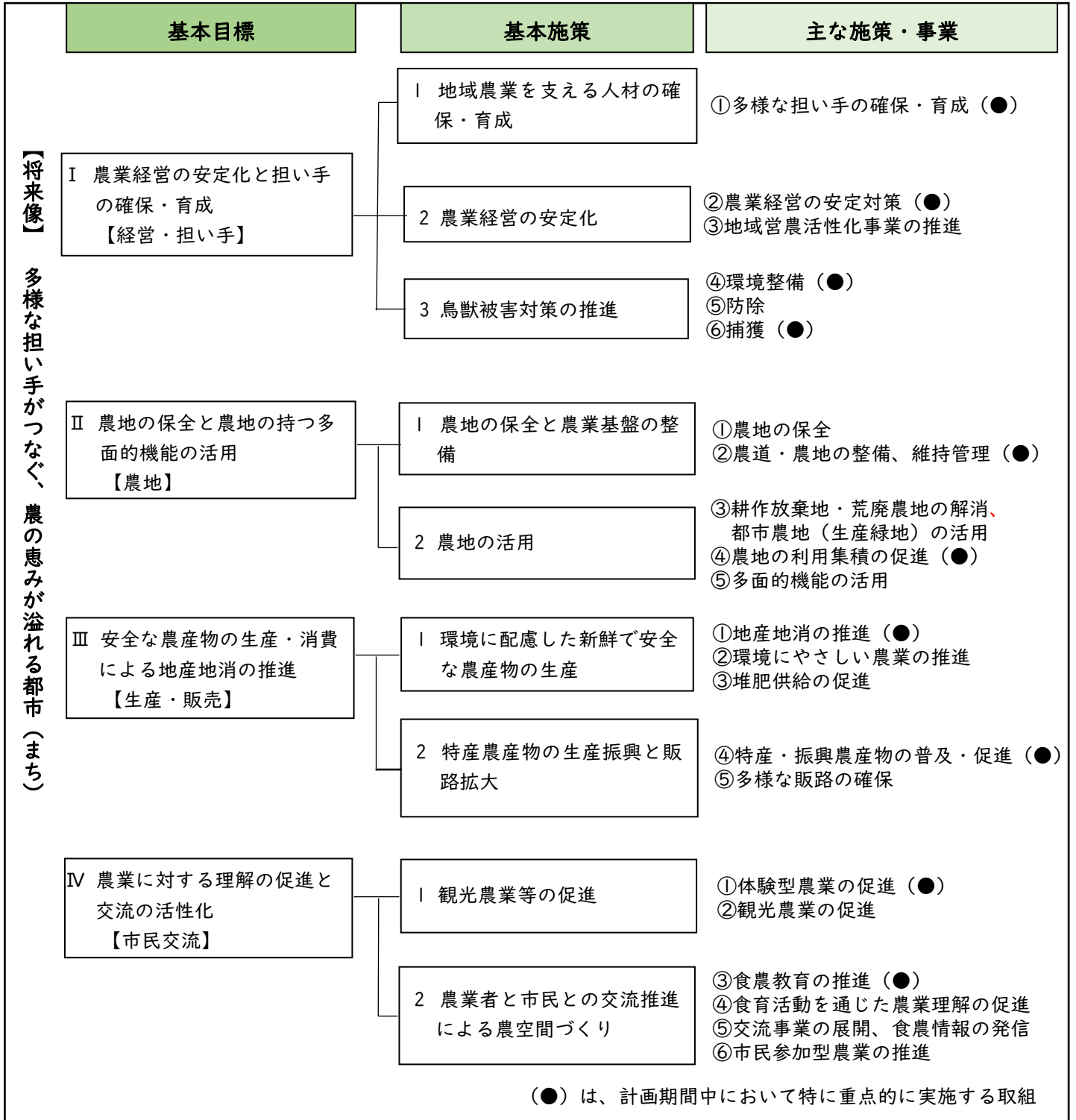
- | | |
|----------------------------|----------|
| I 農業経営の安定化と担い手の確保・育成 | 【経営・担い手】 |
| II 農地の保全と農地の持つ多面的機能の活用 | 【農地】 |
| III 安全な農産物の生産・消費による地産地消の推進 | 【生産・販売】 |
| IV 農業に対する理解の促進と交流の活性化 | 【市民交流】 |

●構成図



4 施策の展開

■ 体系図



■基本施策の展開の見方

「基本目標」に掲げる4つの分野に沿って、9つの基本施策及び22の「主な施策・事業」を設定し、具体的な施策の展開を図ります。

「主な施策・事業」は、「具体の取組」、「年度スケジュール」及び「推進主体」により構成しています。

○具体の取組

令和8年度から令和12年度までに取り組む内容を記述しています。

なお、複数の「主な施策・事業」にまたがる取組は、主たる施策・事業名を記述（○○の項に別掲）しています。

また、重点的に取り組む施策・事業は「●」、本計画において、新たに掲載した施策・事業（既に実施しているものを含む）は「★」で示しています。

○年度スケジュール

年度別の取組内容を「検討」、「着手」、「継続」、「中止」及び「完了」の中から選択しています。

○推進主体

農業者、市民、関係団体（農協、商工団体等）及び行政（秦野市、神奈川県等）に区分し、「中心的な推進主体に◎」及び「推進主体に○」を示しています。

■重点施策の見方

計画期間中において市が重点的に実施する取組を「重点施策・事業」として位置付け、令和12年度までに実現を目指す目標値を設定しています。

（例）

【重点施策・多様な担い手の確保と育成（認定農業者・新規就農者）】

No.	内容	指標名	現状値 (R6)	中間値 (R10)	目標値 (R12)
1	認定農業者数を増やします。	認定農業者数	84人	88人	90人

取組の内容

目標を管理する指標

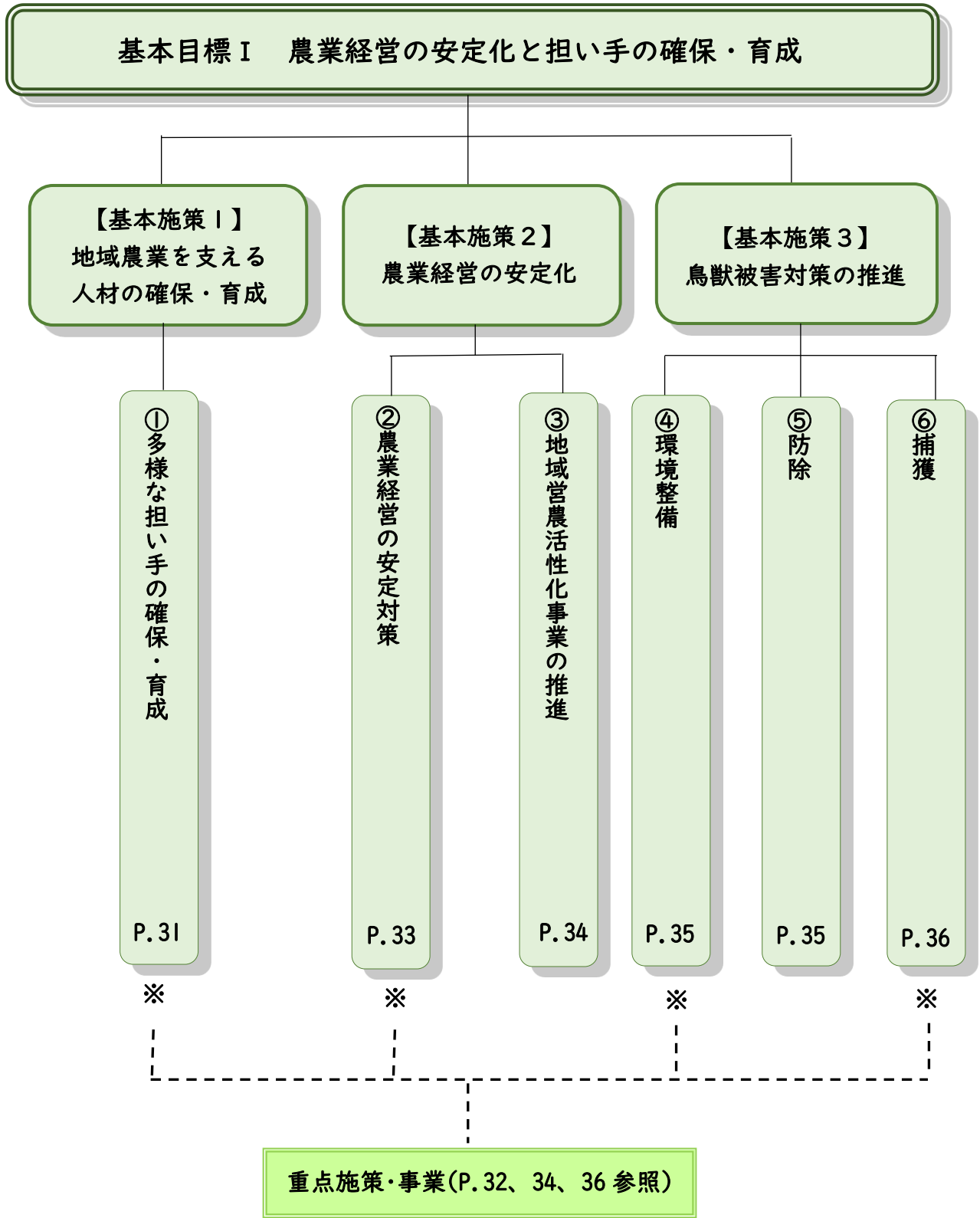
令和12年度までに実現を目指す目標値
目標値は、令和10年度の間
評価及び年度に達成状況等
を点検・評価します。

・ 目標設定一覧（計画期間：令和8年度～令和12年度）

No.	重点施策・事業名	指標名(定義等)	現状値 (R7.3)	目標値 (R13.3)	目標設定の考え方
基本目標Ⅰ：農業経営の安定化と担い手の確保・育成【経営・担い手】					
1	多様な担い手の確保・育成（中核的農業者）	認定農業者数	84人	90人	毎年、1人増を目標値として設定
2	多様な担い手の確保・育成（新たな担い手）	営農を継続している新規就農者数	100人	136人	はだの市民農業塾の新規就農コース修了者及び認定新規就農者で市内で農業を継続している人数を参考に、目標値として設定
3	農業経営の安定対策	認定農業者の経営改善計画の最終年度において期間における所得を維持、増加させた人数の割合	57%	80%	過去5年間の平均値（74.6%）を参考として、目標値を設定
4	環境整備	鳥獣被害対策重点取組地域数	12地域	18地域	市内全域で農業者、地域住民、行政が一体となって、鳥獣被害対策の支援する事業内容を鑑み、毎年、1地域の増を目標値として設定
5	捕獲	農家戸数に対するわな免許取得者数の割合	23.6%	26.4%	過去の実数の推移から令和3年度以降を推計し、6年で2%の増を目標値として設定
基本目標Ⅱ：農地の保全と農地の持つ多面的機能の活用【農地】					
6	農道・農地の整備、維持管理	農道の整備延長	478m	748m	令和8年から5か年で5地区、全体延長250mの工事を計画し、各年度末における完成延長の累計を目標値として設定
7	農地の利用集積の促進	農業振興地域内の農用地に占める地域農業の担い手（地域計画掲載者）が耕作する農地の割合	14.3%	16.5%	年間の貸借のうち、地域計画に位置付ける農地の割合を3割として目標値を設定
基本目標Ⅲ：安全な農産物の生産・消費による地産地消の推進【生産・販売】					
8	地産地消の推進	はだの産農産物応援サポーター登録店舗数	48店	54店	制度のPR等により新たな協力店の確保に努め、6店舗の増加を目標値として設定
9	特産・振興農産物の普及・促進	秦野落花生生産者支援事業補助対象者の作付面積	1,302a	1,302a	落花生の栽培面積は、年々減少傾向にあるが、生産量の維持を図ることを目標とする。そのため、数値目標として、令和6年度実績の維持を目標値として設定
基本目標Ⅳ：農業に対する理解の促進と交流の活性化【市民交流】					
10	体験型農業の促進	体験型農業入込客数	34,280人	36,600人	既存民間観光農園の入込客数の維持に加え、新たな農園の開設を支援するとともに、農園ハイク等の関係事業の充実により、5か年で約2,300人の増を目標値として設定
11	食農教育の推進	小学生・親子農業体験事業及び学校等における食農教育の実施回数	140回 (平均値)	140回	親子等を対象に実施する体験事業に加え、少子化や教職員数の不足の中でも、年間を通じて行われている園・小・中での食農教育の充実を働きかけ、令和6年度までの平均実施回数の維持を目標値として設定

基本目標Ⅰ 農業経営の安定化と担い手の確保・育成【経営・担い手】

■ 施策体系



基本施策Ⅰ 地域農業を支える人材の確保・育成

【基本方針】

本市の農業を牽引する中核的農業者の育成と経営の安定化を図るため、担い手支援組織を通じて認定農業者を支援します。

また、農業従事者の高齢化などによる担い手の減少に対応するため、「はだの都市農業支援センター」を主体に、「はだの市民農業塾」や地域農業者との連携による新たな担い手の育成を図るとともに、女性農業者の経営参画や起業化を促進します。

【主な施策・事業】

①多様な担い手の確保・育成（重点施策・事業）

(1) 中核的農業者（認定農業者、認定志向農業者等）

取組内容	年度スケジュール					推進主体			
	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	農業者	市民	関係団体	行政
●経営改善計画達成に向けた資本整備等に係る支援	継続	→				○		◎	◎
●新規認定農業者の確保(認定農業者制度の周知及び家族経営協定の締結)	継続	→				◎		○	○

(2) 新たな担い手（新規就農予定者、認定新規就農者、農業後継者、法人）

取組内容	年度スケジュール					推進主体			
	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	農業者	市民	関係団体	行政
●認定新規就農者の育成・経営安定化支援	継続	→				○		○	◎
●はだの市民農業塾(新規就農コース)の実施	継続	→				○	○	◎	◎
●新規就農希望者に対する研修受入れ及び就農後の技術サポート体制の整備	継続	→				◎			◎
●県普及指導員等と連携した就農相談、就農後指導及び巡回指導の実施	継続	→				◎		○	◎
農業後継者の育成支援	継続	→				○		◎	◎
法人の農業参入への支援	継続	→						○	◎
★(仮称)準農家制度(*)の活用及び周知	継続	→					◎	○	◎

(3) 女性農業者

取組内容	年度スケジュール					推進主体			
	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	農業者	市民	関係団体	行政
はだの市民農業塾（農産加工セミナー）の実施	継続	→				◎		◎	◎
新たな起業の促進と起業家への経営・技術面の支援（「特産・振興農産物の普及・促進(P.45)」の項に別掲）	継続	→				○		◎	◎
新たな農畜産物加工品の生産及び流通	継続	→				◎		○	○

(4) 定着新規就農者

取組内容	年度スケジュール					推進主体			
	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	農業者	市民	関係団体	行政
各種制度資金の周知及び活用促進（「農業経営の安定対策（P.33）」の項に別掲）	継続	→				◎		◎	◎
★かながわ農業版MBA研修制度の周知	継続	→				◎		◎	◎
★経営の課題解決に向けた支援	検討	→				◎		○	○

【重点施策・多様な担い手の確保・育成（中核的農業者・新たな担い手）】

No.	内容	指標名	現状値 (R6)	中間値 (R10)	目標値 (R12)
1	認定農業者数を増やします。	認定農業者数	84人	88人	90人
2	中長期的に営農を継続できる新規就農者を増やします。	営農を継続している新規就農者数	100人	124人	136人

*1 準農家制度…一定の農業知識や経験を持つ人を準農家候補者として登録し、小規模な農地を借りて農業を始められるよう、都市住民の農業参入を促進する制度

基本施策2 農業経営の安定化

【基本方針】

農業経営の合理化や収益向上等の経営基盤の強化に取り組む経営体を支援をします。
また、地域の営農状況に応じた地域ぐるみの農業生産活動等を活性化するため、地域営農活性化事業を促進します。

【主な施策・事業】

②農業経営の安定対策（重点施策・事業）

取組内容	年度スケジュール					推進主体			
	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	農業者	市民	関係団体	行政
●農地利用集積の推進	継続	→				○		○	◎
●農業経営の合理化や収益向上に取り組む団体及び先進的な農業経営体の育成支援	継続	→				◎		○	◎
●農福連携、援農ボランティアの活用による労働力の確保 (「市民参加型農業の推進(P.51)」の項に別掲)	継続	→				○	○	◎	○
経営安定化と自給率向上の促進	継続	→				◎	○	◎	○
各種制度資金の周知及び活用促進 (「多様な担手の確保・育成(P.32)」の項に別掲)	継続	→				◎		◎	◎
乳用子牛の育成預託による酪農経営の合理化及び安定化の促進	継続	→				◎		○	
畜産環境衛生対策の促進	継続	→				◎		○	◎
★スマート農業の実践	検討	→				◎		○	○

③地域営農活性化事業の推進

取組内容	年度スケジュール					推進主体			
	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	農業者	市民	関係団体	行政
地区営農推進協議会及び集落座談会を通じた地域主体の営農環境の整備	継続	→				◎	◎	◎	◎
農業・農村が有する多面的機能(農地・水路及び農道)の維持・保全	継続	→				◎	◎		○
スクミリンゴガイ(ジャンボタニシ)対策の推進	継続	→				◎	○	○	○

【重点施策・農業経営の安定対策】

No.	内容	指標名	現状値 (R6)	中間値 (R10)	目標値 (R12)
3	認定農業者の経営改善を図ります。	認定農業者の経営改善計画において期間における所得を維持、増加させた人数の割合	57%	80%	80%



はだの市民農業塾

基本施策3 鳥獣被害対策の推進

【基本方針】

鳥獣被害は、農業経営の安定化を阻害する要因であるとともに、営農意欲の減退により荒廃・遊休農地が増加する要因となるため、ドローンを活用した鳥獣被害対策重点取組地域の指定や、箱わなやくくりわな等による駆除など、環境整備、防除、捕獲の三つの基本対策を農業者、地域住民、関係団体及び行政が一体となって推進します。

【主な施策・事業】

④環境整備（重点施策・事業）

取組内容	年度スケジュール					推進主体			
	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	農業者	市民	関係団体	行政
●里山等森林の整備	継続	→						◎	◎
●鳥獣被害対策重点取組地域におけるドローンを活用した地域ぐるみの対策の実施	継続	→				◎		◎	◎
●鳥獣の棲みかとなる荒廃農地の解消（「耕作放棄地・荒廃農地の解消、都市農地（生産緑地）の活用(P.40)」の項に別掲）	継続	→				◎	○	○	○
●鳥獣の誘引要因となる廃果や残さの処理等適切な農地管理の徹底	継続	→				◎	○	○	○
●ヤマビル被害対策の推進	継続	→						○	◎

⑤防除

取組内容	年度スケジュール					推進主体			
	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	農業者	市民	関係団体	行政
広域獣害防護柵の機能維持	継続	→						○	◎
地域主体によるネットや電気柵等侵入防止策の実施	継続	→				◎		○	○
鳥獣被害を受けにくい農作物の振興	継続	→				◎		◎	○

⑥捕獲（重点施策・事業）

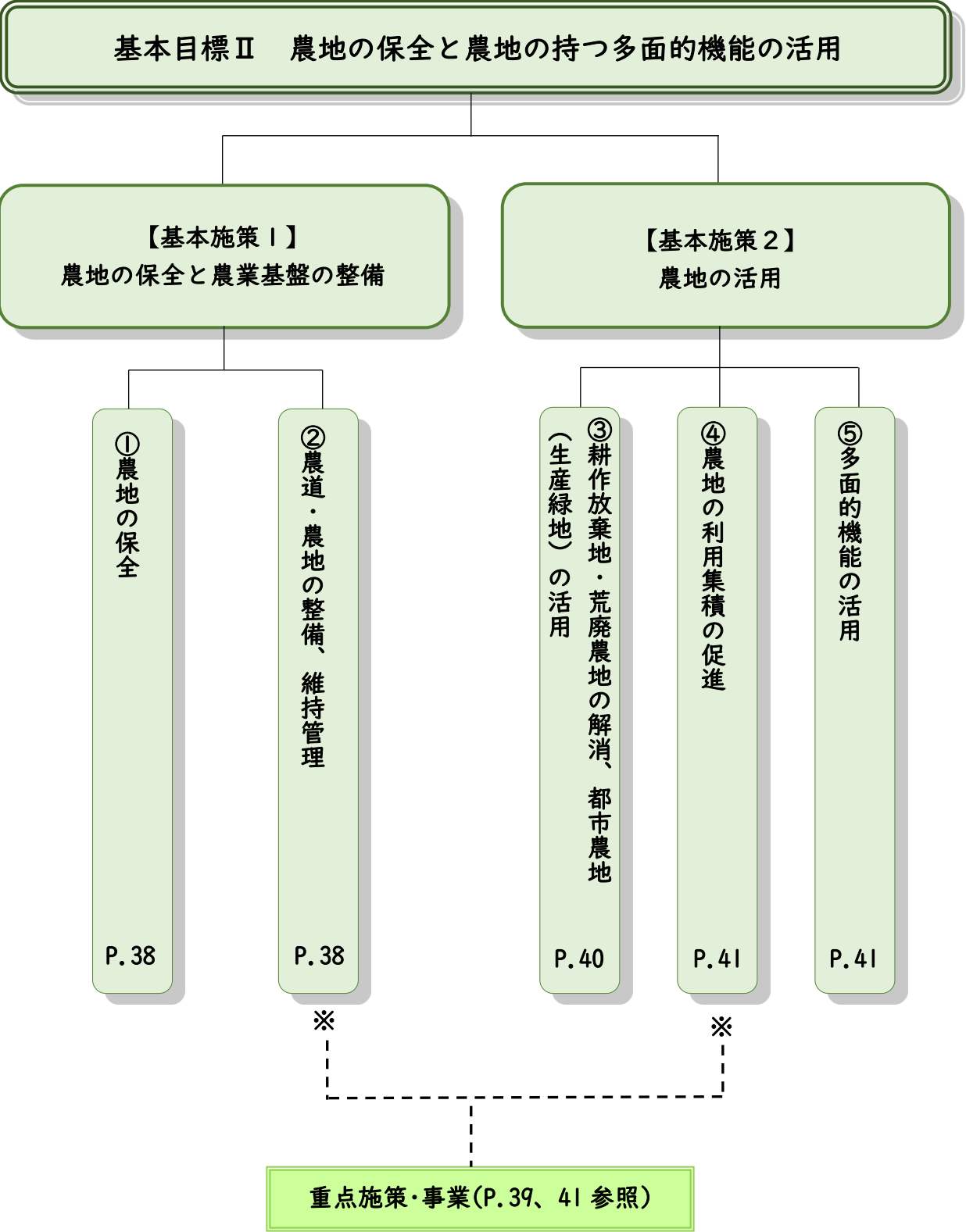
取組内容	年度スケジュール					推進主体			
	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	農業者	市民	関係団体	行政
●★わな猟免許取得者への支援	継続	→				◎		◎	◎
箱わなやくくりわな等による駆除	継続	→				◎		○	◎
秦野市鳥獣対策実施隊による適切な処理及び駆除の推進	継続	→						◎	○
★捕獲鳥獣のジビエ化による適切な処理の推進	継続	→						◎	◎

【重点施策・環境整備、捕獲】

No.	内容	指標名	現状値 (R6)	中間値 (R10)	目標値 (R12)
4	農業者、地域住民と連携した鳥獣被害対策を実施します。	鳥獣被害対策重点取組地域数	12地域	16地域	18地域
5	わな猟免許取得者を増やします。	農家戸数に対するわな猟免許取得者数の割合	23.6%	25.5%	26.4%

基本目標Ⅱ 農地の保全と農地の持つ多面的機能の活用【農地】

■施策体系



基本施策Ⅰ 農地の保全と農業基盤の整備

【基本方針】

農地の保全と農業生産基盤整備の推進による農地の耕作環境の向上を図るため、適正管理・整備に努めます。

【主な施策・事業】

①農地の保全

取組内容	年度スケジュール					推進主体			
	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	農業者	市民	関係団体	行政
農地の持続的活用と農地パトロール、農業委員及び農地利用最適化推進委員等による農地の適正管理指導	継続	→				◎			◎
優良農地の確保・保全	継続	→				○			◎
生産緑地・特定生産緑地の制度の周知	継続	→				◎			○
農業振興地域整備計画の見直し	完了	検討	→		着手	○			◎

②農道・農地の整備、維持管理（重点施策・事業）

取組内容	年度スケジュール					推進主体			
	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	農業者	市民	関係団体	行政
●農とみどりの整備事業による農道整備及び農地の簡易な整備に対する支援	継続	→							◎
●農道、水路の簡易な整備及び維持管理	継続	→				◎			◎
新たな農業基盤整備の検討	継続	→				◎			◎
農地の集約化を図るための圃場整備（「農地の利用集積の促進(P.41)」の項に別掲）	継続	→				○			◎

【重点施策・農道・農地の整備、維持管理】

No.	内容	指標名	現状値 (R6)	中間値 (R10)	目標値 (R12)
6	農地の流動化促進と荒廃農地の解消を図ります。	農道の整備延長	478m	678m	748m

基本施策2 農地の活用

【基本方針】

農地の有効活用を図るため、耕作放棄地・荒廃農地の解消や農地の利用集積を促進するとともに、防災空間や教育の場など、都市近郊地域における農地の持つ多面的な機能を有効活用します。

【主な施策・事業】

③耕作放棄地・荒廃農地の解消、都市農地（生産緑地）の活用

取組内容	年度スケジュール					推進主体			
	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	農業者	市民	関係団体	行政
地域主体の解消活動	継続	→				◎		○	○
市民参加・ボランティアによる耕作放棄地・荒廃農地解消活動の推進 （「市民参加型農業の推進(P.51)」の項に別掲）	継続	→					◎	○	○
解消後の農地利用の促進	継続	→				◎	○	○	◎
担い手育成及び農地利用集積と連動した解消活動の展開(新たな担い手への農地の確保)	継続	→				◎	○	○	◎
鳥獣の棲みかとなる荒廃農地の解消 （「環境整備(P.35)」の項に別掲）	継続	→				◎	○	○	○
★都市農地（生産緑地）の活用	継続	→				◎		○	◎



ボランティアによる耕作放棄地・荒廃農地解消活動

④農地の利用集積の促進（重点施策・事業）

取組内容	年度スケジュール					推進主体			
	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	農業者	市民	関係団体	行政
●地域計画（目標地図）を活用した利用集積	継続	→				◎		○	◎
●農地の貸借、売買情報の把握と農地銀行、農地中間管理機構への登録促進及び農地ナビ、看板制度による情報発信の強化	継続	→				○			◎
●農地銀行や農地中間管理機構等による農地貸借及び売買情報を活用した農地の利用集積の促進	継続	→				◎			◎
農地の集約化を図るための圃場整備（「農道・農地の整備、維持管理(P.38)」の項に別掲）	継続	→				○			◎

⑤多面的機能の活用

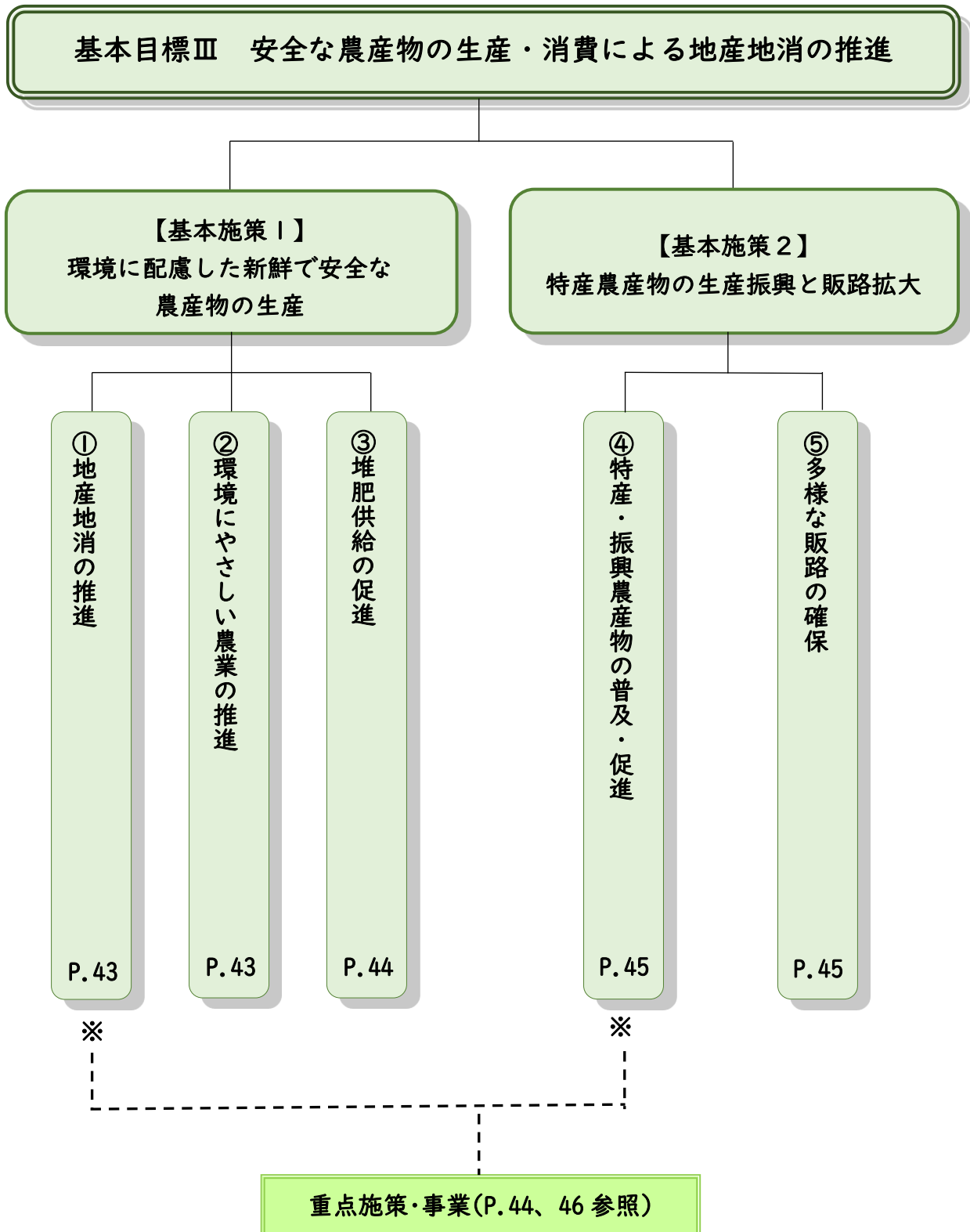
取組内容	年度スケジュール					推進主体			
	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	農業者	市民	関係団体	行政
水田かん養事業への活用	継続	→				○			◎
防災協力農地への活用	継続	→				○		○	◎

【重点施策・農地の利用集積の促進】

No.	内容	指標名	現状値 (R6)	中間値 (R10)	目標値 (R12)
7	地域計画を活用した農地の利用集積を促進します。	農業振興地域内の農用地に占める地域農業の担い手（地域計画掲載者）が耕作する農地の割合	14.3%	15.8%	16.5%

基本目標Ⅲ 安全な農産物の生産・消費による地産地消の推進【生産・販売】

■施策体系



基本施策Ⅰ 環境に配慮した新鮮で安全な農産物の生産

【基本方針】

農産物に対する安全・安心志向が進む中、新鮮で安全な農産物の生産・供給を図るため、農業者・流通関係者・市民が一体となった産地ブランドの構築による地産地消を推進するとともに、有機農業など、環境にやさしい農業の推進を図ります。

【主な施策・事業】

①地産地消の推進（重点施策・事業）

取組内容	年度スケジュール					推進主体			
	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	農業者	市民	関係団体	行政
●地場産農産物のPR及び消費者が求める情報の提供	継続	→						◎	◎
●地場産農産物を応援するはだの産農産物応援サポーター店登録制度の推進	継続	→					○	○	◎
●学校給食における安全・安心で新鮮な地場産農産物の使用率向上に向けた関係機関との連携 (「食農教育の推進(P.50)」の項に別掲)	継続	→				◎		○	◎
●学校給食への食材供給団体の育成・強化	継続	→				◎		○	◎
●農家レストランの設置促進 (「観光農業の促進(P.48)」の項に別掲)	継続	→				◎			◎

②環境にやさしい農業の推進

取組内容	年度スケジュール					推進主体			
	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	農業者	市民	関係団体	行政
GAP(農業生産工程管理*)や生産履歴記帳による品質確保	継続	→				◎		○	○
★有機農業など、環境にやさしい農業の実践	継続	→				◎		○	◎

*1 GAP…農業生産活動を行う上で必要な関係法令等の内容に則して定められる点検項目に沿って、各工程の正確な実施、記録、点検及び評価を行うことによる持続的な改善活動

③堆肥供給の促進

取組内容	年度スケジュール					推進主体			
	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	農業者	市民	関係団体	行政
耕種農家との連携(堆肥提供者リストの普及、耕種農家での活用促進)	継続	→				◎		○	◎
生ごみ持ち寄り農園の実施 (「市民参加型農業の推進(P.51)」の項に別掲)	継続	→				○	◎		○
★下水汚泥の利用促進	継続	→				◎	◎		◎

【重点施策・地産地消の推進】

No.	内容	指標名	現状値 (R6)	中間値 (R10)	目標値 (R12)
8	はだの産農産物応援サポーター店を増やします。	はだの産農産物応援サポーター登録店舗数	48店	52店	54店



地場産農産物を活用した料理
(はだの産農産物応援サポーター店)

基本施策2 特産農産物の生産振興と販路拡大

【基本方針】

本市の地域特性を生かした多様な農産物の生産振興を図るため、特産農産物の生産維持と加工品を含めた新たな特産品・特産物づくりを促進します。

また、地場産農産物の販路拡大に向けて、直売施設の活性化や量販店・市場、地元飲食店等との提携促進による多様な販路の確保を図ります。

【主な施策・事業】

④特産・振興農産物の普及・促進（重点施策・事業）

取組内容	年度スケジュール					推進主体			
	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	農業者	市民	関係団体	行政
●地産地消の推進による農産物の産地ブランド化の促進と有利販売の検討	継続	→				○		◎	◎
●特産農産物の生産量維持、生産効率・技術及び品質の向上の促進	継続	→				◎		◎	○
特産農産物加工施設の設置・活用の促進	継続	→				◎		◎	○
新たな起業の促進と起業者への経営・技術面の支援（「多様な担い手の確保・育成（P.32）」の項に別掲）	継続	→				○		◎	◎

⑤多様な販路の確保

取組内容	年度スケジュール					推進主体			
	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	農業者	市民	関係団体	行政
関係団体との連携による既存直売所施設の利用促進	継続	→				◎		◎	◎
新東名高速道路秦野丹沢SAや周辺における農業関連施設の設置促進	継続	→				○		◎	○
量販店、市場及び飲食店等との提携	継続	→				◎			
農商工連携や農福連携による生産・販路拡大に向けた協議	継続	→				◎	○	◎	○

【重点施策・特産・振興農産物の普及・促進】

No.	内容	指標名	現状値 (R6)	中間値 (R10)	目標値 (R12)
9	特産・振興農産物の普及促進を図ります。	秦野落花生生産者支援事業補助対象者の作付面積	1,302a	1,302a	1,302a



はだのじばさんず

基本目標Ⅳ 農業に対する理解の促進と交流の活性化【市民交流】

基本目標Ⅳ 農業に対する理解の促進と交流の活性化

【基本施策Ⅰ】
観光農業等の促進

【基本施策Ⅱ】
農業者と市民との交流推進による
農空間づくり

① 体験型農業の促進
P. 48

② 観光農業の促進
P. 48

③ 食農教育の推進
P. 50

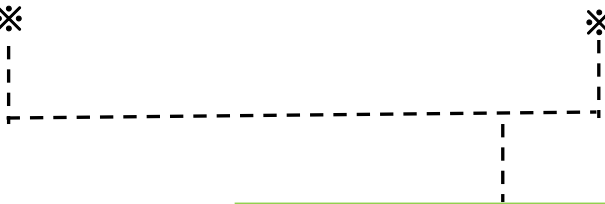
④ 食育活動を通じた農業理解の促進
P. 50

⑤ 交流事業の展開、食農情報の発信
P. 51

⑥ 市民参加型農業の推進
P. 51

※

※



重点施策・事業(P. 49、52 参照)

基本施策Ⅰ 観光農業等の促進

【基本方針】

本市の地域特性と地域資源を生かした観光農業等を促進し、農業・農産物に対する理解を深めるため、各種掘り取り・摘み取り観光やオーナー制度などの体験型農業、観光農業資源の促進を図ります。

【【主な施策・事業】

①体験型農業の促進（重点施策・事業）

取組内容	年度スケジュール					推進主体			
	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	農業者	市民	関係団体	行政
●摘み取り・もぎ取り観光（落花生、さつまいも、いちご、みかん等）の実施及び新規団体の育成	継続	→				◎	○	◎	○
●農園ハイクの実施	継続	→				◎	○	○	◎
●オーナー制度の推進	継続	→				◎	○	◎	○
既存果樹園等の観光農園化の促進	継続	→				◎		○	○

②観光農業の促進

取組内容	年度スケジュール					推進主体			
	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	農業者	市民	関係団体	行政
●農家レストランの設置促進（「地産地消の推進(P.43)」の項に別掲）	継続	→				◎			◎
●表丹沢魅力づくり構想に基づく観光農業の推進	継続	→				◎		○	◎
●弘法山や頭高山など、観光拠点と連動した観光農業の推進	継続	→				◎		○	◎
農業・農村体験や文化交流等の余暇活動の実施・検討	継続	→				◎		◎	◎
観光農業情報の発信	継続	→				○		◎	◎
新東名高速道路秦野丹沢SIC周辺における観光農業の推進	継続	→				◎		○	◎

【重点施策・体験型農業の促進】

No.	内容	指標名	現状値 (R6)	中間値 (R10)	目標値 (R12)
10	観光農業の取組を促進します。	体験型農業入込客数	34,280人	34,500人	36,600人



農園ハイク

基本施策2 農業者と市民との交流推進による農空間づくり

【基本方針】

農業・農地や食の重要性を市民に伝え、農業に対する支援が得られる環境を整えるため、食育・食農教育の推進や市民との交流事業の展開を図ります。

また、市民が農業に参加できる環境を整え、市民との協働による農空間づくりを促進するため、市民農園等を活用した市民参加型農業を推進します。

【主な施策・事業】

③食農教育の推進（重点施策・事業）

取組内容	年度スケジュール					推進主体			
	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	農業者	市民	関係団体	行政
●学校、幼稚園及び認定こども園等を通じた食農教育の推進	継続	→				○		◎	◎
●学校給食における安全・安心で新鮮な地場産農産物の使用率向上に向けた関係機関との連携 (「地産地消の推進(P.43)」の項に別掲)	継続	→				◎		○	◎
●生産者によるこども・保護者を対象にした農業体験事業の推進	継続	→				◎	◎	○	○
●学校農園の活用	継続	→				○		○	○

④食育活動を通じた農業理解の促進

取組内容	年度スケジュール					推進主体			
	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	農業者	市民	関係団体	行政
(仮称)第4次はだの生涯元気プラン(秦野市食育推進計画)に基づく、食育の推進	継続	→				○	○	○	◎
健全な食生活、食文化等への理解を促す各種講座・事業の実施	継続	→				○	○	◎	◎
食育に関わる組織との連携強化	継続	→				○	○	◎	◎

⑤交流事業の展開、食農情報の発信

取組内容	年度スケジュール					推進主体			
	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	農業者	市民	関係団体	行政
畜産PR・食と農のふれあいフェスタ・農産物品評会等の各種イベントの推進	継続	→				◎	○	◎	◎
田原ふるさと公園の利用促進	継続	→				◎	○	○	○

⑥市民参加型農業の推進

取組内容	年度スケジュール					推進主体			
	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	農業者	市民	関係団体	行政
はだの市民農業塾（基礎セミナーコース）の実施	継続	→				○	○	◎	◎
援農・荒廃農地解消等積極的な農業への参画と農業に参画する市民グループの確保	継続	→					◎		◎
市民農園の利用促進	継続	→				◎	◎	◎	◎
新たな市民農園の開設促進	継続	→				◎			◎
市民参加・ボランティアによる耕作放棄地・荒廃農地解消活動の推進（「耕作放棄地・荒廃農地の解消、都市農地（生産緑地）の活用(P.40)」の項に別掲）	継続	→					◎	○	○
援農事業の実施	継続	→				○	◎	○	○
農福連携、援農ボランティアの活用による労働力の確保（「農業経営の安定対策(P.33)」の項に別掲）	継続	→				○	○	◎	○
生ごみ持ち寄り農園の実施（「堆肥供給の促進(P.44)」の項に別掲）	継続	→				○	◎		○

【重点施策・食農教育の推進】

No.	内容	指標名	現状値 (R6)	中間値 (R10)	目標値 (R12)
11	こどもが農業に親しむ取組を推進します。	小学生・親子農業体験事業(*1)及び学校等における食農教育の実施回数	140回 (平均値)	140回	140回 (*2)

*1 親子農業体験事業…秦野市食生活改善推進団体が実施するアイデア料理コンテストや地場産野菜教室、経営士会が実施する小学生農業体験及び農協が実施するちゃぐりんスクール（農協が食農教育の一環として毎年実施している事業で、こどもたちに食べ物や農業を通じて地域の文化を伝えている）

*2 計画期間中（令和8年度から令和12年度）の毎年度の実施回数

5 計画の推進に向けて

都市農業振興計画では、本市の農業の将来像である「多様な担い手がつなく、農の恵みが溢れる都市(まち)」の実現を図るため、計画期間中の具体の取組を、「主な施策・事業」及び「重点施策・事業」に掲載しています。

この施策・事業の着実な実現を図るため、次の視点に留意しながら、計画を推進します。

(1) 農業者、市民、関係団体等との協働

農業・農地がもたらす恵みを生かしたまちづくりを進めるため、農業者、市民及び関係団体等の協働により、計画の着実な推進を図ります。

(2) 計画の進行管理

農業者団体及び学識者等で構成する「秦野市都市農業振興計画推進委員会」により、都市農業振興計画に掲げる各施策・事業の実施状況や達成状況について点検・評価を行うとともに、その結果を公表し、評価に基づく取組内容の必要な見直しを行うなど、適切な進行管理に努めます。

資料編

I 都市農業振興計画の策定経過

(I) 主な経過

年	月	内容
令和 7年	7月	・令和7年度第1回秦野市都市農業振興計画推進委員会開催 (都市農業振興計画の進行状況、改定に向けた協議)
	10月	・第2回秦野市都市農業振興計画推進委員会開催 (都市農業振興計画素案の協議)
	12月	・第3回秦野市都市農業振興計画推進委員会開催 (都市農業振興計画最終案の協議) ・都市農業振興計画最終案の作成
令和 8年	2月	・都市農業振興計画案の公表(自由意見の募集)
	3月	・都市農業振興計画の決定

(2) 秦野市都市農業振興計画推進委員会委員名簿

令和8年3月現在（敬称略）

No.	職名	氏名	備考（団体名・役職名等）
1	会長	竹本 田持	明治大学農学部教授
2	副会長	宮村 俊男	秦野市農業委員会会長
3	委員	有山 公崇	(株)流通研究所取締役上席研究員
4	〃	伊藤 章	秦野市農業経営士会会長
5	〃	尾澤 健一	秦野市認定農業者協議会副会長
6	〃	高梨 晃	秦野市農業協同組合青年部委員長
7	〃	石井 理代	秦野市農業協同組合女性部部長
8	〃	小澤 美代	秦野市食生活改善推進団体会長
9	〃	木村 まゆみ	元ユーコープかながわ理事
10	〃	磯崎 篤	秦野市観光協会専務理事（兼）事務局長
11	〃	黒葛原 治	秦野商工会議所事務局長
12	〃	久保寺 一志	秦野市農業協同組合営農販売部長
13	〃	森 一憲	神奈川県湘南地域県政総合センター地域農政推進課長

(3) 秦野市都市農業振興計画推進委員会規則

(平成 26 年 9 月 5 日規則第 37 号)

(趣旨)

第 1 条 この規則は、秦野市附属機関の設置等に関する条例(昭和 33 年秦野市条例第 6 号)

第 2 条の規定により設置される秦野市都市農業振興計画推進委員会(以下「委員会」という。)の組織及び運営について必要な事項を定める。

(委員)

第 2 条 委員会は、13 名の委員により組織する。

2 委員会の委員(臨時委員を含む。第 6 条、第 7 条、第 9 条及び第 10 条において同じ。)は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) その他市長が必要と認める者

(委員の任期)

第 3 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、再任することができる。

2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(臨時委員)

第 4 条 臨時委員は、必要の都度市長が委嘱する。

2 臨時委員は、委嘱の目的に係る審議又は調査に加わり、その目的に係る答申又は建議が終了したときに、解任されるものとする。

(会長及び副会長)

第 5 条 委員会に会長及び副会長それぞれ 1 名を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、委員会の会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(専門部会)

第 6 条 委員会に専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会の所掌事務は、会長が委員会に諮って定める。
- 3 専門部会は、会長が委員会に諮って指名する委員により構成する。
- 4 専門部会に部会長を置き、その構成員の互選により定める。
- 5 部会長は、専門部会の会務を総理する。
- 6 部会長に事故があるときは、専門部会の構成員のうちからあらかじめ部会長が指名する委員が、その職務を代理する

7 部会長は、必要に応じて審議の経過又は結果を直近に開催される委員会の会議で報告するものとする。

(会議)

第7条 委員会又は専門部会の会議(以下「会議」という。)は、それぞれ会長又は部会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員会又は専門部会それぞれの構成員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 会議において議決を要するときは、出席委員の過半数により決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員会又は専門部会は、会議の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(会議の公開)

第8条 会議は、公開とする。ただし、会議の秩序維持のためその他会議の運営上必要があると認めるときは、委員会又は専門部会の議決により非公開とすることができる。

(議事録の作成)

第9条 会議の議事は、その経過に係る要点を記録しておかなければならない。

2 議事録には、委員会については会長及び会長が指名した委員1名が、専門部会については部会長及び部会長が指名した委員1名が署名するものとする。

(秘密の保持)

第10条 委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

(庶務)

第11条 委員会の庶務は、農政主管課において処理する。

(補則)

第12条 この規則に定めるもののほか、委員会又は専門部会の運営について必要な事項は、会長又は部会長が会議に諮って定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(4) 秦野市都市農業振興計画に関する提言書

令和8年 月 日

秦野市長 高橋昌和様

秦野市都市農業振興計画推進委員会

会長 竹本 田持

秦野市都市農業振興計画について（提言）

現在、秦野市において計画されている「秦野市都市農業振興計画」（案）について、本委員会において慎重に議論いたしました。

つきましては、別添のとおり提言します。

提言書の内容を記載

2 前計画の進行状況について（令和3年度～令和7年度）

（令和7年度第1回秦野市都市農業振興計画推進委員会資料から抜粋）

(1) 把握時点

令和7年3月31日

(2) 把握方法

ア 「重点施策・事業」について

計画では、計画期間中に特に重点的に実施する取組として、13の重点施策・事業を掲げている。また、この重点施策・事業の進行状況を把握するため、各重点施策・事業に関連の強い事項を指標とし、令和7年度までに達成を目指す全13指標に対して最終目標値を設定している。

今回は、令和6年度末時点で概ね到達していることが望ましい目標と比較し、図表1のとおりAからDの4区分で進行状況を評価した。

なお、この年度ごとの概ね到達していることが望ましい目標は、計画中の「目標設定一覧」の「目標設定の考え方」で示している毎年の増加数等に基づくものとしている。ただし、毎年の増加数等を示していない一部の指標については、最終目標値に必要な数値を計画期間でほぼ均等に配分した数値としている。

●図表1 指標の評価区分（令和6年度末の概ねの目標と比較）

区分		内容
A	目標到達	目標に到達している
B	概ね順調	目標の75%以上100%未満
C	やや遅れている	目標の50%以上75%未満
D	遅れている	目標の50%未満の数値

(3) 各事業について

計画では、基本目標（I～IV）に掲げる4つの分野において、計画期間中に実施する事業、全101事業（重複掲載事業は1事業としてカウント）に取り組むこととしている。各事業の取組状況について、「検討」、「着手」、「完了」及び「継続」の4区分に分類し、把握した。（掲載は省略）

(4) 進行状況（令和7年3月31日時点）

ア 「重点施策・事業」について

(ア) 概況

「重点施策・事業」の全13指標の評価は図表2-1のとおりであり、A評価（目標到達）が7指標（53.8%）、B評価（概ね順調）が2指標（15.4%）、C評価（やや遅れている）が2指標（15.4%）、D評価（遅れている）が0指標（0%）、未評価が2指標（15.4%）であった。（図表2-2 参照）

目標に到達しているA評価の指標については、引き続き計画的に進めていき、やや目標に至らなかったB評価についても大きな課題はないため、目標値を意識しながら進めていく。

また、C評価となった指標については、原因等を捉え可能な限りの改善を図り、目標値達成に向けて進めていく。

●図表 2-1 重点施策・事業（指標）の実績と評価

No.	重点施策・事業名	指標名(定義等)	策定時 (R2.3)	最終目標値 (R8.3)	年度ごとの概 ねの目標	実績	1年目 (R4.3)	2年目 (R5.3)	3年目 (R6.3) [中間年]	4年目 (R7.3)	最終年 (R8.3)
基本目標Ⅰ：農業経営の安定化と担い手の育成・確保											
1	認定農業者・地域の 中心経営体の確保	人・農地プランの掲載者数 ※ 国の農業経営基盤強化促進法の改正に伴い、地域計画に法定化されたため、4年目を降未評価	95人 (R元年)	113人	R3:101人 R4:104人 R5:107人 R6:110人 R7:113人	実績	108人	109人	115人		
						区分	A	A	A	未評価	-
2	農業経営の合理化の促進	認定農業者の経営改善計画の達成率	80% (R元年)	80%	R3:80% R4:80% R5:80% R6:80% R7:80%	実績	69%	83%	74%	81%	
						区分	B	A	A	A	-
3	新たな担い手の育成・確保	新規就農者数	84人 (R元年)	114人	R3:94人 R4:99人 R5:104人 R6:109人 R7:114人	実績	99人	103人	113人	121人	
						区分	A	A	A	A	-
4	環境整備	鳥獣被害対策重点取組地域数	-	8地域	R3:3地域 R4:4地域 R5:5地域 R6:6地域 R7:8地域	実績	6地域	9地域	10地域	12地域	
						区分	A	A	A	A	-
基本目標Ⅱ：農地の保全と農地の持つ多面的機能の活用											
5	農道・農地の整備、維持管理	農道の整備延長	-	480m (戸川、柳川、ほか新規2地区) (合計)	R3:80m R4:100m R5:100m R6:100m R7:100m	実績	53m	105m	210m	100m	
						区分	C	A	A	A	-
6	農地の利用集積の促進	農地利用集積面積	52ha (R元年)	64ha	R3:56ha R4:58ha R5:60ha R6:62ha R7:64ha	実績	53ha	56ha	59ha	62ha	
						区分	B	B	A	A	-
基本目標Ⅲ：安全な農産物の生産・消費による地産地消の推進											
7	地産地消の推進	地産地消サポーター協力事業所数	47事業所 (R2年)	55事業所	R3:49事業所 R4:50事業所 R5:52事業所 R6:53事業所 R7:55事業所	実績	50事業所	50事業所	49事業所	48事業所	
						区分	A	A	B	B	-
		学校給食の食材に占める地場産物の使用率	37.2% (R元年)	50%	R5:40.0% R7:50.0% ※中間年及び最終年のみ目標設定	実績	32.4%	32.7%	34.7%	29.1%	
						区分	未評価	未評価	B	未評価	-
8	環境にやさしい農業の推進	優良農産物登録認証件数	7件 (R元年)	12件	R3:8件 R4:9件 R5:10件 R6:11件 R7:12件	実績	7件	5件	7件	7件	
						区分	B	C	C	C	-
9	特産・振興農産物の普及・拡大	落花生の作付面積 ※補助金申請面積	1,886a (R元年)	1,950a	R3:1,906a R4:1,918a R5:1,928a R6:1,939a R7:1,950a	実績	1,661a	1,606a	1,626a	1,320a	
						区分	B	B	B	C	-
基本目標Ⅳ：農業に対する理解の促進と交流の活性化											
10	体験型農業の拡充	体験型農業参加区画数	344区画 (R元年)	375区画	R3:355区画 R4:360区画 R5:365区画 R6:370区画 R7:375区画	実績	118区画	323区画	442区画	390区画	
						区分	D	B	A	A	-
		はだの農業満喫CLUB会員登録者数	250人 ※R2.10時点 (R元年)	590人	R3:350人 R4:410人 R5:470人 R6:530人 R7:590人	実績	396人	692人	806人	939人	
						区分	A	A	A	A	-
11	食農教育の推進	小学生・親子農業体験事業及び学校等における食農教育の実施回数	101回 (R元年)	503回 (合計)	R3:63回 R4:110回 R5:110回 R6:110回 R7:110回	実績	113回	143回	148回	160回	
						区分	A	A	A	A	-

●図表 2-2 評価区分別の指標数

区分	指標数	割合
A (目標達成)	7	53.8%
B (概ね順調)	2	15.4%
C (やや遅れている)	2	15.4%
D (遅れている)	0	0%
未評価	2	15.4%
合計	13	100%

(イ) C評価 (やや遅れている) について

「優良農産物登録認証件数」は、認証事務における事業者側の負担や制度のメリットの少なさを理由に、目標の達成には至らなかったが、新規認証登録に向けた関係団体との検討を行い、令和7年度において、新たに1件の登録を予定している。

今後は、生産者が取り組みやすく、魅力ある制度への見直しに向けた検討を行う。

「落花生の作付面積」は、大規模農家の高齢化や担い手不足による作付面積の減少が主な要因であるほか、市外農地での栽培や作付面積が5a未満であることなど補助金の対象要件を満たさない申請者もいたため、目標の達成には至らなかった。

農業従事者の減少が続くことが想定される中、生産の拡大は難しいと考えているため、今後は、JAなどの関係団体と連携し、新規就農者を始めとした意欲のある農業者へ積極的に落花生の生産を促し、生産の維持を図っていく。

イ 各事業について

(ア) 概況

全101事業の全てに取り組んでおり、「完了」が1事業であり、100事業が「継続」となり、計画どおり取り組むことができている。

(イ) 「完了」事業について

「地域営農のあるべき方向や地域の中心となる経営体等を定めた人・農地プランの推進 (基本目標 I -基本施策2-⑥地域営農活性化事業の推進及び基本目標 II -基本施策2-④農地の利用集積の促進)」について、地域の話合いをもとに作成していた人・農地プランは、令和5年4月より国の農業経営基盤強化促進法が一部改正されたことに伴い、令和7年3月末までに「地域計画 (地域農業経営基盤強化促進計画)」を策定することが義務付けられた。このことから、地域の農業者の話合いに基づき、

地域農業の将来の在り方をまとめた「目標地図」を作成し、担い手や10年後に目指すべき農地利用の方針を反映させたため、「完了」事業とした。

今後は、理想的な農地利用の実現に向けて地域での話し合いを継続しながら、地域計画の定期的な見直しに取り組んでいく。

(5) 評価の総括

本市の農業振興の状況を捉えるため、本計画の「重点施策・事業」に対して指標を設定し、その指標の実績と目標値を比較して評価することで、把握することとしている。

そこで、令和6年度の「重点施策・事業」の各指標の実績を概ねの目標と比較して評価すると、全13指標について、7指標がA評価（目標到達）、2指標がB評価（概ね順調）、2指標がC評価（やや遅れている）であり、D評価（遅れている）はなく、未評価が2指標であった。

C評価の指標については、生産団体へ更なる周知・連携を図るとともに、認証品のPRを積極的に行っている。

以上のことから、計画全体としては着実に推進が図られていると評価できるが、B評価、C評価の指標については、現状における課題を整理するとともに、最終的な目標の達成に向け、計画的に進めていく必要がある。

なお、本計画においては、目標数値に対する達成状況のみで評価を実施しているが、計画を見直す際には、その他施策の取組状況等を踏まえてより適切な評価を実施できるように検討していく。

3 目指す営農モデル

(1) 本市の農業の中核的な担い手となる認定農業者の具体的な経営の目標

年間農業所得	概ね650万円（1個別経営体当たり）
	概ね550万円（主たる従事者1人当たり）
年間労働時間	1,800～2,000時間（主たる従事者1人当たり）

この経営の目標を可能とする農業経営の指標を、本市における主要な営農類型で示すと次のとおりです。

[個別経営体]（農業経営の指標の例）

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
① 施設トマト + 露地野菜	<作付面積> 促成トマト 0.4ha 抑制キュウリ 0.4ha 小計 0.8ha キャベツ 0.4ha 小計 0.4ha 計 1.2ha <経営面積> 施設面積 0.5ha 畑 0.5ha 計 1.0ha	<資本装備> 硬質プラスチックハウス 2,000㎡ 大型ビニールハウス 2,000㎡ 自動カーテン・暖房機・燃料タンク・動力噴霧機・トラクター・管理作業機・作業舎兼農機具庫・車庫・トラック・パソコン <その他> ・授粉用昆虫（マルハナバチ）を利用した作業省力化 ・防虫ネット、ラノーテープ、微生物農薬等を利用した環境保全型農業技術の導入 ・土壌診断に基づく土づくり、たい肥施用、施肥等による生産安定化 ・養液分析、診断に基づく肥培管理による生産安定化	・複式簿記記帳による経営と家計の分離、経営分析の実施 ・青色申告の実施 ・生産情報の記帳によるトレーサビリティへの対応 ・共同直売所や量販店の地場産コーナー等の地産地消販売ルートの確保充実 ・農業経営指標による自己チェック	・給料制・休日制の導入 ・労働環境の快適化のための農作業環境の改善 ・農作業事故防止対策の徹底 ・農繁期等の労力不足時における軽作業を中心とした臨時雇用者の確保による過重労働の防止
② 施設イチゴ + 露地野菜	<作付面積> 促成イチゴ 0.24ha 小計 0.24ha サツマイモ、ジャガイモ、キャベツ等 1.1ha 小計 1.1ha 計 1.34ha <経営面積> 施設面積 0.3ha 畑 0.7ha 計 1.0ha	<資本装備> 大型ビニールハウス 2,400㎡ 自動カーテン・暖房機・燃料タンク・トラクター・管理作業機・動力噴霧機・作業舎兼農機具庫・車庫・トラック・パソコン <その他> ・授粉用昆虫（ミツバチ）を利用した作業省力化 ・防虫ネット、ラノーテープ、天敵等を利用した環境保全型農業技術の導入 ・土壌診断に基づく土づくり、たい肥施用、施肥等による生産安定化 ・新技術を利用した良質苗の生産及び生産の安定化	・複式簿記記帳による経営と家計の分離、経営分析の実施 ・青色申告の実施 ・生産情報の記帳によるトレーサビリティへの対応 ・共同販売による市場での有利販売体制の確立 ・共同直売所や量販店の地場産コーナー等の地産地消販売ルートの確保充実 ・農業経営指標による自己チェック	・給料制・休日制の導入 ・労働環境の快適化のための農作業環境の改善 ・農作業事故防止対策の徹底 ・農繁期等の労力不足時における軽作業を中心とした臨時雇用者の確保による過重労働の防止

<p>③ 温室バラ</p>	<p><作付面積等> バラ 0.25ha</p> <p><経営面積> 施設面積 0.6ha 水田 0.2ha 計 0.8ha</p>	<p><資本装備> ガラス室(鉄骨7m) 1,650㎡ 硬室フィルムハウス 850㎡ 暖房用配管・燃料タンク・ボイラー室・冷蔵庫・薬散用動噴他・灌水施設・作業舎・倉庫・車庫・耕運機・トラック・水槽</p> <p><その他> ・消費者ニーズに対応した多品種栽培 ・温室は複合環境制御による自動・省力化</p>	<p>・複式簿記記帳による経営と家計の分離、経営分析の実施 ・青色申告の実施 ・農業経営指標による自己チェック</p>	<p>・給料制・休日制の導入 ・農繁期のパート活用など、労力の削減 ・機械化による労働時間の短縮</p>
<p>④ 温室 カーネーション</p>	<p><作付面積等> カーネーション 0.33ha</p> <p><経営面積> 施設面積 0.6ha 水田 0.3ha 計 0.9ha</p>	<p><資本装備> 硬室フィルムハウス 1,650㎡ ビニールハウス 1,650㎡ 暖房機・燃料タンク・冷蔵庫・薬散用動噴他・灌水施設・内装カーテン装置・作業舎・倉庫・車庫・耕運機・トラック・水槽</p> <p><その他> ・消費者ニーズに対応した多品種栽培 ・温室は複合環境制御による自動・省力化</p>	<p>・複式簿記記帳による経営と家計の分離、経営分析の実施 ・青色申告の実施 ・農業経営指標による自己チェック</p>	<p>・給料制・休日制の導入 ・農繁期のパート活用など、労力の削減 ・機械化による労働時間の短縮</p>
<p>⑤ 温室鉢物</p>	<p><作付面積等> 鉢物 0.13ha</p> <p><経営面積> 施設面積 0.3ha 水田 0.2ha 計 0.5ha</p>	<p><資本装備> 硬室フィルムハウス 1,000㎡ ビニールハウス 330㎡ 暖房機・燃料タンク・薬散用動噴他・灌水施設・内装カーテン装置・ベンチ・蒸気消毒機・作業舎・倉庫・車庫・トラック・水槽</p> <p><その他> ・温室は複合環境制御による自動・省力化 ・直売を主体とした有利販売</p>	<p>・複式簿記記帳による経営と家計の分離、経営分析の実施 ・青色申告の実施 ・農業経営指標による自己チェック</p>	<p>・給料制・休日制の導入 ・農繁期のパート活用など、労力の削減 ・共同輸送による労力の軽減</p>
<p>⑥ 花壇用苗</p>	<p><作付面積等> パヅー、野菜苗等 0.4ha</p> <p><経営面積> 施設面積 0.2ha 畑 0.3ha 計 0.5ha</p>	<p><資本装備> ビニールハウス 1,000㎡ 暖房機・燃料タンク・薬散用動噴他・灌水施設・フロントローダー・は種機・ミキサー・作業舎・倉庫・車庫・トラック・水槽</p> <p><その他> ・施設年間2回転程度利用 ・作付け品目は少品目多量生産 ・省力機械の導入</p>	<p>・複式簿記記帳による経営と家計の分離、経営分析の実施 ・青色申告の実施 ・農業経営指標による自己チェック</p>	<p>・給料制・休日制の導入 ・農繁期のパート活用など、労力の削減 ・共同輸送による労力の軽減</p>

<p>⑦ 野菜直売</p>	<p><作付面積> 促成トマト 0.1ha 抑制キュウリ 0.1ha 小計 0.2ha ホウレンソウ 0.3ha コマツナ 0.2ha ネギ 0.1ha サトイモ 0.1ha ジャガイモ 0.05ha ダイコン 0.1ha キャベツ 0.1ha ブロッコリー 0.05ha 小計 1.0ha 計 1.2ha</p> <p><経営面積> 施設面積 0.15ha 畑 0.5ha 計 0.65ha</p>	<p><資本装備> ビニールハウス 1,000㎡ トラクター・管理作業機・動力噴霧機・作業兼農機具庫・車庫・トラック・パソコン <その他> ・防虫ネット、べたがけ資材、ラノーテープ、生物農薬(BT剤等)を利用した環境保全型農業技術の導入 ・土壌診断に基づく土づくり、たい肥施用、施肥等による生産安定化</p>	<p>・複式簿記記帳による経営と家計の分離、経営分析の実施 ・青色申告の実施 ・生産情報の記帳によるトレーサビリティへの対応 ・共同直売所や量販店の地場産コーナー等の地産地消販売ルートの確保充実 ・農業経営指標による自己チェック</p>	<p>・給料制・休日制の導入 ・労働環境の快適化のための農作業環境の改善 ・農作業事故防止対策の徹底 ・農繁期等の労力不足時における軽作業を中心とした臨時雇用者の確保による過重労働の防止</p>
<p>⑧ 露地野菜</p>	<p><作付面積> ダイコン 0.8ha キャベツ 0.4ha トウモロコシ 0.3ha ブロッコリー 0.2ha ジャガイモ 0.3ha ニンジン 0.4ha ホウレンソウ 0.3ha サツマイモ 0.3ha レタス 0.2ha ネギ 0.1ha 落花生 0.3ha 計 3.6ha</p> <p><経営面積> 畑 2.0ha</p>	<p><資本装備> トラクター・管理作業機・動力噴霧機・作業兼農機具庫・車庫・トラック・パソコン <その他> ・防虫ネット、べたがけ資材、生物農薬(BT剤等)を利用した環境保全型農業技術の導入 ・土壌診断に基づく土づくり、たい肥施用、施肥等による生産安定化</p>	<p>・複式簿記記帳による経営と家計の分離、経営分析の実施 ・青色申告の実施 ・生産情報の記帳によるトレーサビリティへの対応 ・量販店等への地産地消販売ルートの確保充実 ・農業経営指標による自己チェック</p>	<p>・給料制・休日制の導入 ・労働環境の快適化のための農作業環境の改善 ・農作業事故防止対策の徹底 ・農繁期等の労力不足時における軽作業を中心とした臨時雇用者の確保による過重労働の防止</p>
<p>⑨ 軟弱野菜</p>	<p><作付面積等> 施設ホウレンソウ 0.2ha 施設コマツナ 0.4ha 小計 0.6ha ホウレンソウ 0.4ha コマツナ 1.2ha 小計 1.6ha 計 2.2ha</p> <p><経営面積> 施設用地 0.15ha 畑 1.0ha 計 1.5ha</p>	<p><資本装備> 大型パイプハウス 1,000㎡ 灌水施設・動力噴霧機・トラクター・管理作業機・作業兼農機具庫・車庫・トラック・保冷庫 <その他> ・防虫ネット、べたがけ資材、生物農薬(BT剤等)を利用した環境保全型農業技術の導入 ・土壌診断に基づく土づくり、たい肥施用、施肥等による生産安定化</p>	<p>・複式簿記記帳による経営と家計の分離、経営分析の実施 ・青色申告の実施 ・生産情報の記帳によるトレーサビリティへの対応 ・共同直売所や量販店の地場産コーナー等の地産地消販売ルートの確保充実 ・農業経営指標による自己チェック</p>	<p>・給料制・休日制の導入 ・省力機械の導入等による労働環境の快適化のための農作業環境の改善 ・農作業事故防止対策の徹底 ・農繁期等の労力不足時における軽作業を中心とした臨時雇用者の確保による過重労働の防止</p>
<p>⑩ 茶</p>	<p><作付面積等> 茶 2.2ha</p> <p><経営面積> 畑 2.2ha 山林 0.1ha 計 2.3ha</p>	<p><資本装備> 防霜ファン・栽培舎(木造)・管理作業機・動力噴霧機・動力剪枝機・動力摘採機・冷房機・暖房機・保冷庫・軽トラック・貨物車(クレーン付)、荒茶工場</p>	<p>・複式簿記記帳による経営と家計の分離、経営分析の実施 ・青色申告の実施 ・農業経営指標による自己チェック</p>	<p>・給料制・休日制の導入 ・農繁期のパート活用など、労力の削減 ・機械化による労働時間の短縮</p>

<p>⑪ 落葉果樹 ＋ 水 稻</p>	<p><作付面積等> ナ シ 0.4ha ブドウ 0.3ha 水 稻 0.3ha 計 1.0ha</p> <p><経営面積> 畑 0.7ha 水田 0.3ha 計 1.0ha</p>	<p><資本装備> 果樹柵(防鳥防蛾)・作業台・防虫ネット・動力噴霧機・倉庫・耕運機・防除器具・トラック・乗用草刈り機・パソコン *以下は5人の共同利用 田植機4条・乾燥機・コンバイン・もみすり機 <その他> ・耕種的防除、天敵等を利用した環境保全型農業技術の導入 ・土壌診断に基づく土づくり、たい肥や有機質肥料の施用等による生産安定化</p>	<p>・複式簿記記帳による経営と家計の分離、経営分析の実施 ・青色申告の実施 ・生産情報の記帳によるトレーサビリティへの対応 ・共同直売所等の地産地消販売ルート確保充実 ・農業経営指標による自己チェック</p>	<p>・給料制・休日制の導入 ・省力機械の導入等による労働環境の快適化のための農作業環境の改善 ・農作業事故防止対策の徹底 ・農繁期等の労力不足時における軽作業を中心とした臨時雇用の確保による過重労働の防止</p>
<p>⑫ 酪 農 <土地利用型></p>	<p><飼養頭数> 成牛 40頭 育成牛 14頭 計 54頭</p> <p><経営面積> 施設用地 0.2ha 飼料畑 3.0ha</p>	<p><資本装備> 成牛舎・育成舎・堆肥舎・サイロ・飼料タンク・バークリーナー・パイプラインミルカー・トラクター・バルクローラー・ローリーハロー・ボトムラウ・フロントローダー・フォレージハーベスター・プロトキャスター・ローラー・プランター・ダンプトラック・マニュアルレター・スプレヤー</p>	<p>・複式簿記記帳による経営と家計の分離、経営分析の実施 ・青色申告の実施 ・農業経営指標による自己チェック</p>	<p>・給料制・休日制の導入 ・軽作業のパート活用など、労力の削減 ・機械化による労働時間の短縮 ・畜産への活用</p>
<p>⑬ 酪 農 <都市近郊型></p>	<p><飼養頭数> 成牛 40頭 育成牛 14頭 計 54頭</p> <p><経営面積> 施設用地 0.2ha 飼料畑 1.6ha</p>	<p><資本装備> 成牛舎・育成舎・堆肥舎・サイロ・飼料タンク・バークリーナー・パイプラインミルカー・トラクター・バルクローラー・ローリーハロー・ボトムラウ・ショベルローダー・フォレージハーベスター・プロトキャスター・ローラー・プランター・ダンプトラック・マニュアルレター・スプレヤー</p>	<p>・複式簿記記帳による経営と家計の分離、経営分析の実施 ・青色申告の実施 ・農業経営指標による自己チェック</p>	<p>・給料制・休日制の導入 ・軽作業のパート活用など、労力の削減 ・機械化による労働時間の短縮 ・畜産への活用</p>
<p>⑭ 肉用牛 <専用種></p>	<p><飼養頭数> 黒毛和種繁殖雌牛 130頭 計 20頭 150頭</p> <p><経営面積> 施設用地 0.3ha</p>	<p><資本装備> 牛舎・堆肥舎・自動換気装置・飼料攪拌機・飼料タンク・ダンプトラック・ショベルローダー・牛銜機、倉庫等</p>	<p>・複式簿記記帳による経営と家計の分離、経営分析の実施 ・青色申告の実施 ・農業経営指標による自己チェック</p>	<p>・給料制・休日制の導入 ・軽作業のパート活用など、労力の削減 ・機械化による労働時間の短縮 ・畜産への活用</p>
<p>⑮ 肉用種 <交雑種></p>	<p><飼養頭数> 交雑種 150頭</p> <p><経営面積> 施設用地 0.3ha</p>	<p><資本装備> 牛舎・堆肥舎・自動換気装置・飼料攪拌機・飼料タンク・ダンプトラック・ショベルローダー・牛銜機、倉庫等</p>	<p>・複式簿記記帳による経営と家計の分離、経営分析の実施 ・青色申告の実施 ・農業経営指標による自己チェック</p>	<p>・給料制・休日制の導入 ・軽作業のパート活用など、労力の削減 ・機械化による労働時間の短縮 ・畜産への活用</p>
<p>⑯ 養 豚</p>	<p><飼養頭数> 繁殖雌豚 70頭 種雄豚 5頭 計 75頭</p> <p><経営面積> 施設用地 0.2ha</p>	<p><資本装備> 繁殖豚舎・分娩舎・育成豚舎・肥育豚舎・自動給餌機・飼料タンク・糞処理施設・ダンプトラック・ショベルローダー・動力噴霧機・秤</p>	<p>・複式簿記記帳による経営と家計の分離、経営分析の実施 ・青色申告の実施 ・農業経営指標による自己チェック</p>	<p>・給料制・休日制の導入 ・軽作業のパート活用など、労力の削減 ・機械化による労働時間の短縮 ・畜産への活用</p>

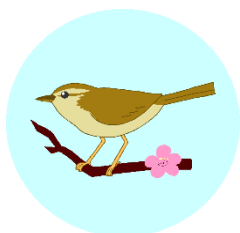
(2) 新たに農業を営もうとする青年等新規就農者の具体的な経営の目標

年間農業所得 概ね250万円（主たる従事者1人当たり）
年間労働時間 1,800～2,000時間（主たる従事者1人当たり）

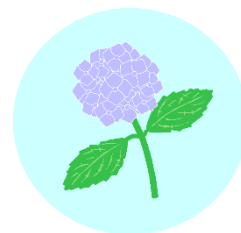
この経営の目標を可能とする農業経営の指標を、本市における主要な営農類型で示すと次のとおりです。

〔個別経営体〕（農業経営の指標の例）

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
① 露地野菜	<作付面積> ホウレンソウ 0.1ha タマネギ 0.1ha ネギ 0.1ha エダマメ 0.05ha ダイコン 0.1ha ナス 0.1ha キュウリ 0.05ha ジャガイモ 0.1ha 計 0.7ha 他多品目 <経営面積> 畑 0.5ha	<資本装備> ・トラクター 1台 ・パイプハウス 100㎡ ・軽トラック 1台 ・動力噴霧機 ・小型管理機 ほか <その他> 直売等を主体とした少量多品目の周年栽培	(1)に準じる	(1)に準じる
② 露地野菜 + 施設野菜	<作付面積> 促成トマト 0.1ha 抑制キュウリ 0.1ha 小計 0.2ha キャベツ 0.05ha ダイコン 0.05ha レタス 0.05ha タマネギ 0.1ha ジャガイモ 0.1ha 小計 0.35ha 計 0.55ha 他多品目 <経営面積> 施設面積 0.1ha 畑 0.4ha 計 0.5ha	<資本装備> ・ハウス 1,000㎡ ・暖房機 ・パイプハウス 100㎡ ・トラクター 1台 ・軽トラック 1台 ・動力噴霧機 ・小型管理機 ほか <その他> 直売等を主体とした施設野菜及び多品目露地野菜の周年栽培	(1)に準じる	(1)に準じる
③ 露地野菜 + 果樹	<作付面積> 温州ミカン 0.2ha ブルーベリー 0.2ha 小計 0.4ha ホウレンソウ 0.1ha キャベツ 0.1ha ダイコン 0.1ha キュウリ 0.05ha ナス 0.05ha スイートコーン 0.05ha 小計 0.45ha 計 0.85ha 他多品目 <経営面積> 畑 0.7ha	<資本装備> ・トラクター 1台 ・軽トラック 1台 ・動力噴霧機 ・小型管理機 ほか <その他> 観光農園を主体とした果樹と野菜の複合経営	(1)に準じる	(1)に準じる



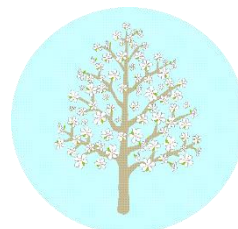
市の鳥 うぐいす



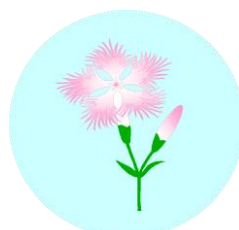
市の木 あじさい



市の木 さざんか



市の木 こぶし



市の木 なでしこ

秦野市都市農業振興計画（改定版）

令和8年（2026年）3月発行

編集・発行：秦野市環境産業部農業振興課

〒257-8501

神奈川県秦野市桜町一丁目3番2号

Tel：0463（82）9626 Fax：0463（82）6256